

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年12月23日
【事業年度】	第21期（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）
【会社名】	株式会社カナミックネットワーク
【英訳名】	Kanamic Network Co.,LTD
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山本 拓真
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
【電話番号】	03-5798-3955（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 管理部部長 若林 賢也
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー
【電話番号】	03-5798-3955（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 管理部部長 若林 賢也
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
決算年月	2017年9月	2018年9月	2019年9月	2020年9月	2021年9月
売上高 (千円)	-	-	-	1,881,444	2,080,776
経常利益 (千円)	-	-	-	676,999	829,941
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	-	-	-	472,699	579,583
包括利益 (千円)	-	-	-	472,848	581,657
純資産額 (千円)	-	-	-	1,905,848	1,959,242
総資産額 (千円)	-	-	-	2,303,003	4,395,056
1株当たり純資産額 (円)	-	-	-	39.60	41.22
1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	9.82	12.08
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	11.98
自己資本比率 (%)	-	-	-	82.8	44.5
自己資本利益率 (%)	-	-	-	24.8	30.0
株価収益率 (倍)	-	-	-	82.3	51.0
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	634,828	756,754
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	103,632	216,032
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	48,130	1,458,641
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	-	-	-	1,706,530	3,710,780
従業員数 (名)	-	-	-	77	84
(ほか平均臨時雇用人数)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)

(注) 1. 第20期連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第20期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 第20期の自己資本利益率は、連結初年度のため期末の自己資本の金額に基づいて算出しております。

5. 従業員数は就業人数であり、平均臨時雇用人数(パートタイマーを含む。)は、年間の平均人数を( )内に外数で記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
決算年月	2017年 9 月	2018年 9 月	2019年 9 月	2020年 9 月	2021年 9 月
売上高 (千円)	1,291,854	1,504,408	1,685,906	1,881,444	2,080,776
経常利益 (千円)	330,530	380,835	543,274	678,387	834,565
当期純利益 (千円)	223,212	256,731	357,915	474,297	584,682
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	192,060	192,060	192,060	192,060	192,060
発行済株式総数 (株)	8,022,000	16,044,000	48,132,000	48,132,000	48,132,000
純資産額 (千円)	956,115	1,172,610	1,490,280	1,916,447	1,972,866
総資産額 (千円)	1,298,287	1,487,876	1,842,807	2,313,637	4,408,720
1株当たり純資産額 (円)	19.86	24.36	30.96	39.82	41.51
1株当たり配当額 (円)	5.00	2.50	1.00	2.00	2.50
(1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益 (円)	4.70	5.33	7.44	9.85	12.19
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	4.64	-	-	-	12.09
自己資本比率 (%)	73.6	78.8	80.9	82.8	44.6
自己資本利益率 (%)	26.2	24.1	26.9	27.8	30.1
株価収益率 (倍)	67.3	141.0	76.7	82.0	50.5
配当性向 (%)	17.7	15.6	13.4	20.3	20.5
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	345,533	369,225	527,256	-	-
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	136,659	193,719	135,510	-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	39,629	74,038	60,215	-	-
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	788,467	889,934	1,220,207	-	-
従業員数 (名)	65	63	63	63	70
(ほか平均臨時雇用人数)	(2)	(-)	(-)	(-)	(-)
株主総利回り (%)	161.7	384.3	292.5	414.4	317.8
(比較指標：配当込みTOPIX)	(129.3)	(143.3)	(128.4)	(134.7)	(171.7)
最高株価 (円)	8,650	6,340	2,389	1,222	949
	7,780	2,320	626		
	2,350				
最低株価 (円)	7,080	1,857	1,474	412	566
	2,510	1,473	522		
	1,661				

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については第17期及び第18期は関連会社が存在しないため、第19期は持分法を適用すべき重要な非連結子会社及び関連会社が存在しないため、第20期及び第21期は連結財務諸表を作成しているため、それぞれ記載しておりません。

3. 第18期、第19期及び第20期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 2016年11月1日付で1株につき2株、2017年8月1日付で1株につき3株、2018年4月1日付で1株につき2株、2019年9月1日付で1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
5. 第20期より連結財務諸表を作成しているため、第20期及び第21期の営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。
6. 従業員数は就業人数であり、平均臨時雇用人数(パートタイマーを含む。)は、年間の平均人数を( )内に外数で記載しております。
7. 最高・最低株価は、2018年7月18日より東京証券取引所市場第一部におけるものであり、それ以前は東京証券取引所マザーズにおけるものであります。
8. 印は株式分割(2016年11月1日、1株 2株)による権利落後の最高・最低株価を示しております。
9. 印は株式分割(2017年8月1日、1株 3株)による権利落後の最高・最低株価を示しております。
10. 印は株式分割(2018年4月1日、1株 2株)による権利落後の最高・最低株価を示しております。
11. 印は株式分割(2019年9月1日、1株 3株)による権利落後の最高・最低株価を示しております。

## 2【沿革】

当社は、介護・医療の業務分野におけるASPサービス（現在のクラウドサービス）と介護・医療分野における情報提供サービスを主たる目的として、東京都品川区において2000年10月に設立し、それ以来「超高齢社会の地域包括ケアをクラウドで支える」を経営理念に事業展開を行ってまいりました。

年月	概要
2000年10月	東京都品川区に介護・医療分野におけるアプリケーションサービスプロバイダのサービス提供業務、介護・医療分野における情報提供サービス業務を主たる目的とした、株式会社カナミックネットワーク（資本金10百万円）を設立。
2001年2月	ケア情報共有システム（CICシステム）のサービスを開始。
2002年11月	在宅ケア活動管理システム（HAMシステム）のサービスを開始。
2003年8月	本社を東京都品川区西五反田に移転。
2006年4月	地域包括支援センター向けシステムサービス開始。
2006年5月	プライバシーマーク取得。
2008年9月	介護労働安定センターHPサービス受託。
2010年7月	大阪府吹田市に大阪営業所を開設。
2010年8月	福岡県飯塚市に福岡営業所を開設。
2010年11月	医療・介護情報共有プラットフォーム（TRITRUSシステム）のサービスを開始。
2011年1月	特許「介護支援システム及び介護支援プログラム」取得。特許第4658225号。
2012年6月	福岡営業所を福岡市博多区に移転。
2012年9月	本社を現在の東京都渋谷区に移転。
2013年2月	ユーザー会（カナミックユーザーズネットワーク）を発足。
2013年7月	大阪営業所を現在の大阪市淀川区に移転。
2014年5月	名古屋市中区に名古屋営業所を開設。
2014年10月	福岡事務所を現在の福岡市博多区に移転。
2016年9月	東京証券取引所マザーズに株式を上場。
2017年5月	千葉市中央区に千葉営業所を開設。
2018年7月	東京証券取引所市場第一部に市場変更。
2018年12月	中華人民共和国遼寧省大連市に子会社である康納美克（大連）科技有限公司を設立。
2019年6月	広島市中区に広島営業所を開設。
2019年6月	沖縄県那覇市に沖縄営業所を開設。
2020年10月	千葉営業所を東京営業所に統合し、東京営業所の名称を東日本営業所に変更。

### 3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社（株式会社カナミックネットワーク）及び子会社1社（康納美克（大連）科技有限公司）により構成されており、「超高齢社会（注1）の地域包括ケア（注2）をクラウドで支える」という経営理念のもと、医療・介護・健康情報等を、法人・職種の枠を越えてリアルタイムに「情報共有」＋「コミュニケーション」＋「利活用」ができるICT（注3）プラットフォームを提供することで、患者・家族がより質の高い医療・介護サービスを受けられることを目指して事業を展開しております。

2021年版内閣府高齢社会白書によれば、わが国は現在、世界一高齢化率の高い国になっており、これからのわが国の社会保障制度の状況を見ると、高齢化がピークを迎える2025～2030年には、人口ボリュームの大きい団塊の世代が要介護認定率の高くなる75歳以降に差し掛かってくるため、医療及び介護にかかる費用が膨大になることが大きな課題となっております。更に中長期的な政策として打ち出した「希望を生み出す強い経済」「夢をつむぐ子育て支援」「安心につながる社会保障」という目標が立てられ、その実施プランであるニッポン一億総活躍プランにおいても「介護環境の整備」などの社会保障制度に関わる内容が記載されており、世界に誇る社会保障制度を構築しているわが国にとって重要な課題であると当社グループは認識しております。その状況の中、従来の病院や施設型の介護だけではなく、住み慣れた地域や自宅において、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療や在宅介護で支える「地域包括ケアシステム」の構築を今後の社会保障制度の主な施策として厚生労働省がホームページ上で推進することを示しております。

一方、この地域包括ケアシステムを実現するためには、一人の患者の在宅ケアに関して、病院、在宅医、歯科、薬局、訪問看護、ケアマネジャー（注4）、介護サービス事業者等の多職種他法人が入れ替わりで業務に入るため、関係者が離れていてもリアルタイムに情報を共有するよう、地域連携できる仕組み作りが必要となります。昨今では携帯電話におけるスマートフォンの急激な普及も広がり、国や厚生労働省も政策として介護現場でのICTを活用したペーパーレス化を推進しており、よりICTに対して期待が広がっている状況であるものと認識しております。

ただし、要介護者が増えていくことで業務量が増大しているケアマネジャー及び介護事業者は、多忙な業務や人材不足などの問題を抱えております。介護職の業務効率化や知識・経験を補うノウハウの蓄積、そして高齢者の衣食住に関わるニーズを満たす商品知識などが必要となっており、それらを適切に手に入れられる仕組み作りが「地域包括ケアシステム」を支えるための重要な要素となりますが、Google等の汎用検索エンジンや他のビッグデータには、そういったノウハウを蓄積し明確に提供してはいないため、医療介護業界に特化した適切な情報には辿り着くことが出来ない状況であるものと認識しております。

このような環境の中、当社グループの提供するインターネットサービスである「カナミッククラウドサービス（注5）」はパソコンやタブレット、スマートフォンといったマルチデバイス（注6）で利用できる『医療・介護連携』『介護業務の効率化』『ビッグデータなどナレッジ共有』などに着目した、日本の知見を構築するための課題解決型のクラウドサービスであります。当社グループは医療・介護分野に特化したクラウドサービス事業を主に展開し、それに付随して当社サービス利用者に対して介護関連商品等の広告事業を提供しております。さらに、東京大学高齢社会総合研究機構や国立大学法人 旭川医科大学との共同研究を通じた産学連携、総務省や厚生労働省の医療・介護関連プロジェクトや地方創生事業にも参画し、高齢者支援事業から子育て支援事業まで活用できる幅広いICTのプラットフォームを提供しております。

当社グループは、医療・介護分野における情報共有プラットフォームの構築を目的とする事業ならびにこれに付帯する業務の単一セグメント事業であるため、セグメント情報は記載せず、個別サービスについて記載しております。

各個別サービスの詳細は以下のとおりであります。

#### (1) カナミッククラウドサービス

##### カナミッククラウドサービスの概要

超高齢社会の到来に伴い、介護保険のサービスを利用する要介護者数は年々増加しており、今後は「在宅医療」、「看護」、「介護」といった多職種他法人の連携がこれまで以上に重要性を増し、それらを実現するためにはプラットフォームとしての情報連携基盤が欠かせない状況となっております。当社グループは超高齢社会に求められる「地域包括ケアシステム」の実現に寄与するために、地方自治体や医師会及び介護サービス事業者向けの多職種間連携を可能にする地域連携型のクラウドサービスを提供しております。

当社グループは、主として自治体職員、医師、看護師、ケアマネジャー、介護サービス事業者といった医療・介護従事者にクラウドサービスを提供しております。

カナミッククラウドサービス ユーザーID数の推移

年月	有料ユーザーID数	無料ユーザーID数	ユーザーID数合計
2017年9月末	46,002	24,865	70,867
2018年9月末	57,487	31,324	88,811
2019年9月末	70,210	36,814	107,024
2020年9月末	78,964	43,554	122,518
2021年9月末	89,267	62,874	152,141

カナミッククラウドサービスの特徴

a) システムに関する特許権保有

当社グループは本クラウドサービスの各種技術について、特許権（特許番号4658225）を有しております。当該特許権において、医療機関、地域包括支援センター、介護事業者、被介護者、家族等、介護に関するあらゆる団体又は人が医療介護情報を共有するシステムとなっております。

b) 自治体や医師会での多職種他法人連携

当社グループのクラウドサービスは、地域連携を主軸において基盤作りが行われており、自治体向けの地域包括支援センターシステムや、医師会向けの在宅医療拠点向け情報共有システムなど、地域内の多職種他法人連携が可能なサービスです。全国の自治体・医師会にご利用いただいております。

c) スマートフォン対応やビッグデータ活用

当社グループのクラウドサービスは、パソコンやスマートフォン、タブレット端末などマルチデバイスに対応しており、在宅医療・在宅介護の現場で利用が可能となっております。また、一元管理されたビッグデータにより地域連携や介護事業経営に関するデータを分析・活用することが可能となっております。

カナミッククラウドサービスのサービスライン

カナミッククラウドサービスは、自治体、医師会などを対象に地域全体の医療・介護連携を支援する[情報共有プラットフォーム]と、医師、訪問看護師、ケアマネジャー、介護事業者などを対象に介護事業経営を支援する[介護業務管理システム]と、自治体の子育て支援事業を支援する[子育て支援システム]で構成されております。

[情報共有プラットフォーム]

当社グループの情報共有プラットフォームは、「地域包括ケアシステム」を実現するための医療・看護・介護・自治体といった多職種他法人の垣根を越えた情報共有を可能にするシステムとなっております。この情報共有プラットフォームは、ユーザーが安心してご利用いただくためにセキュリティ対策を施しており、医療従事者や介護従事者が関係者間のみでコミュニケーションを取れるクローズなSNS機能や、アセスメント・評価指標機能、電子お薬手帳機能、データ分析・評価機能など多職種連携を活性化させる機能が多数実装されております。本プラットフォームは東京大学高齢社会総合研究機構と共同研究を行い、千葉県柏市での地域包括ケアのモデル事業にて開発されました。また、厚生労働省と総務省の2013年度～2015年度のモデル事業にて本プラットフォームを活用した情報連携基盤機能も実装し、当社だけではなく他社の電子カルテや調剤システム、介護システム等とも情報連携するプラットフォームとしての機能性を備えております。

[介護業務管理システム]

当社グループの介護業務管理システムは、上記情報共有プラットフォームと連携することが可能になっており、現場で介護に必要なケアプラン作成や業務帳票作成を行うだけで、自動的に医師や他事業者への地域連携が可能なシステムとなっております。クラウドの特性を生かし、スマートフォンやタブレット端末で操作を行えるため、介護の現場で利用することができ、介護現場でのペーパーレス化や業務を効率化することが可能です。また、本社管理機能やビッグデータ分析などのオプションがございます。具体的なシステム内容は以下のとおりです。

a) ケアプラン管理システム

介護保険のケアプラン策定を行う地域包括支援センターや介護支援専門員（ケアマネジャー）向けのシステムを提供しております。本システムは、ケアマネジメントの流れに沿ったシステム構成となっており、ケアマネジャーの行うアセスメントから始まり、検討表作成、ケア計画書作成、サービス利用票・提供票作

成、介護保険給付管理、モニタリングといった業務などに必要な手続きを網羅しており、業務を効率化するシステムとなるよう努めております。

b) 在宅介護サービス管理システム

要介護者に対し、在宅介護サービスを提供する事業所向けのシステムです。訪問介護、訪問看護、訪問入浴、通所介護、福祉用具貸与・販売、小規模多機能型居宅介護等の在宅介護向けサービスを網羅しております。在宅介護計画作成から実績記録、モニタリング、介護保険請求、利用者請求、債権管理、給与計算など在宅介護サービスの管理に必要な機能を有しております。他社の会計システムや給与システム、販売管理システムなどへのデータ連携も可能です。また、訪問介護のサービス中に要介護者宅でタブレットにより簡易に介護記録が作成可能な「カナエルタッチ」など専用オプションメニューがございます。

c) 施設サービス管理システム

介護施設（特別養護老人ホーム、介護老人福祉施設、有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅等）でサービス提供する事業所向けのシステムです。施設サービス計画書の作成から施設内の居室管理、介護保険請求や利用者請求、債権管理など施設運営に必要な管理が行えるシステムとなっております。タブレットによる介護記録システムである「ケアウォッチャー」など専用オプションメニューがございます。

[ 子育て支援システム ]

当社グループは、医療介護の地域連携で培った情報共有プラットフォームを活用して、自治体の子育て支援における子育ての専門職（病院、産婦人科、検診センター、保育士等）及び父親・母親世代が利用可能な子育て支援システムを提供しております。本システムは自治体の地方創生事業などで活用されております。このシステムは関係者間のみでコミュニケーションが取れる地域内のクローズな母親SNS機能、電子母子手帳機能、自治体からの情報発信（予防接種情報、イベント情報等）、子育て日記などの機能がございます。親の介護や子育てを抱える現代の若者世代が働きやすいまちづくりをするために、スマートフォンで気軽に行政や専門機関の情報を入手できコミュニケーションが取れる仕組みとなるよう努めております。

(2) プラットフォームサービス

当社グループは、上記カナミッククラウドサービスをご利用のユーザー様である医療介護従事者に対して有益な情報を提供するインターネット広告配信等のコンテンツサービスを提供しております。プラットフォームサービスは [ インターネット広告サービス ]、[ ホームページ作成サービス ] 及び [ その他プラットフォームサービス ] から構成されております。

[ インターネット広告サービス ]

当社グループは、当社システムを利用される医師、訪問看護師、ケアマネジャー、ヘルパー（注7）、地域包括支援センター等にとって有益な情報を提供するため、これらの方々（BtoB）やその先でサービスを受けている要介護者や家族（BtoBtoC）を購入層のターゲットとしている、医薬品・医療機器・健康機能食品・衛生用品、建材メーカー・福祉用具メーカー等の商品を広告することで収入を得る広告収入事業を営んでおります。

医師、訪問看護師、ケアマネジャー等については、日常忙しい中で業務を行っており、最新の医薬品や福祉用具等の情報を入手する機会が非常に限られております。当社システムにおけるユーザーの属性に応じて、最も有効な商品等の情報をリアルタイムに提供することで、これらのユーザーの方の効率的な業務の遂行に貢献できるよう努めております。

また、広告主にとっては、当社システムのユーザーは実名登録が必要なため、実際に現場で患者・要介護者を現在担当している方のみ利用しているというユーザーの信頼性と各ユーザーがどういった業務に携わっているか具体的に判断できる業務内容の信頼性とを有するものであり、システムの利用頻度が高く、さらにユーザーの利用しやすい画面構成等にする事で、広告を掲載した場合にクリック数や広告を目に留める時間を伸ばすよう努めております。さらに、ユーザー会等のリアルイベントやアンケート機能といったマーケティング手段を有しております。

当社グループは、広告の販売については、直接販売だけではなく大手広告代理店と業務提携することで、当社グループユーザーに効果のある広告主の選定を行っております。



[ ホームページ作成サービス ]

付随する事業として主に公益財団法人介護労働安定センターを通じたホームページの受託制作、運営・管理及び介護職の求人広告サイトの運営・管理といったホームページ制作・運営事業を行っております。

[ その他プラットフォームサービス ]

当社システムを通じて、AIやIoT・多言語化などを活用したシステム提供、ファクタリングや各種決済などのフィンテック、設備・施設の効率的活用や介護業界における人材紹介サービスなどのシェアリングエコノミー、請求書・領収書の「発行」「郵送」業務に対するソリューションサービスとしての「カナミックかんたん郵送代行(BPO)」、その他物販サービスなど様々な事業を行っております。

(3) その他サービス

その他のサービスとして、大口顧客向けカスタマイズ開発、また厚生労働省や総務省事業などのプロジェクト請負や地方創生事業におけるコンサルテーションサービスなどカナミッククラウドサービスに付随する事業を行っております。当社グループは、総務省の情報連携基盤を活用した在宅医療・訪問介護連携モデルの実証実験に参画し、在宅医療・介護分野における効果的かつ効率的なサービスを提供するため、在宅医療・介護等に関する情報を当該分野に属する多職種で共有することを目的とした実証作業を請け負っております。さらに、この実証実験によって、在宅医療・介護等に関する情報を異なるシステム間で共有・分析することを可能とする情報連携基盤を構築しており、当社グループが当該実証実験におけるICT統括管理を担当しております。

(注1) 超高齢社会

65歳以上人口が総人口に占める割合である高齢化率が25%を超える日本の現状を指す通称。

(注2) 地域包括ケア

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される社会基盤。

(注3) ICT

Information and Communication Technologyの略語。情報・通信に関する技術の総称。

(注4) ケアマネジャー

介護保険制度においてケアマネジメントを実施する有資格者(介護支援専門員)の通称。

(注5) クラウドサービス

インターネット経由でソフトウェア機能等を提供するサービス。利用する機能に応じてSaaS(ソフトウェア)、PaaS(プラットフォーム)、IaaS(インフラ)の3種類に分類される。

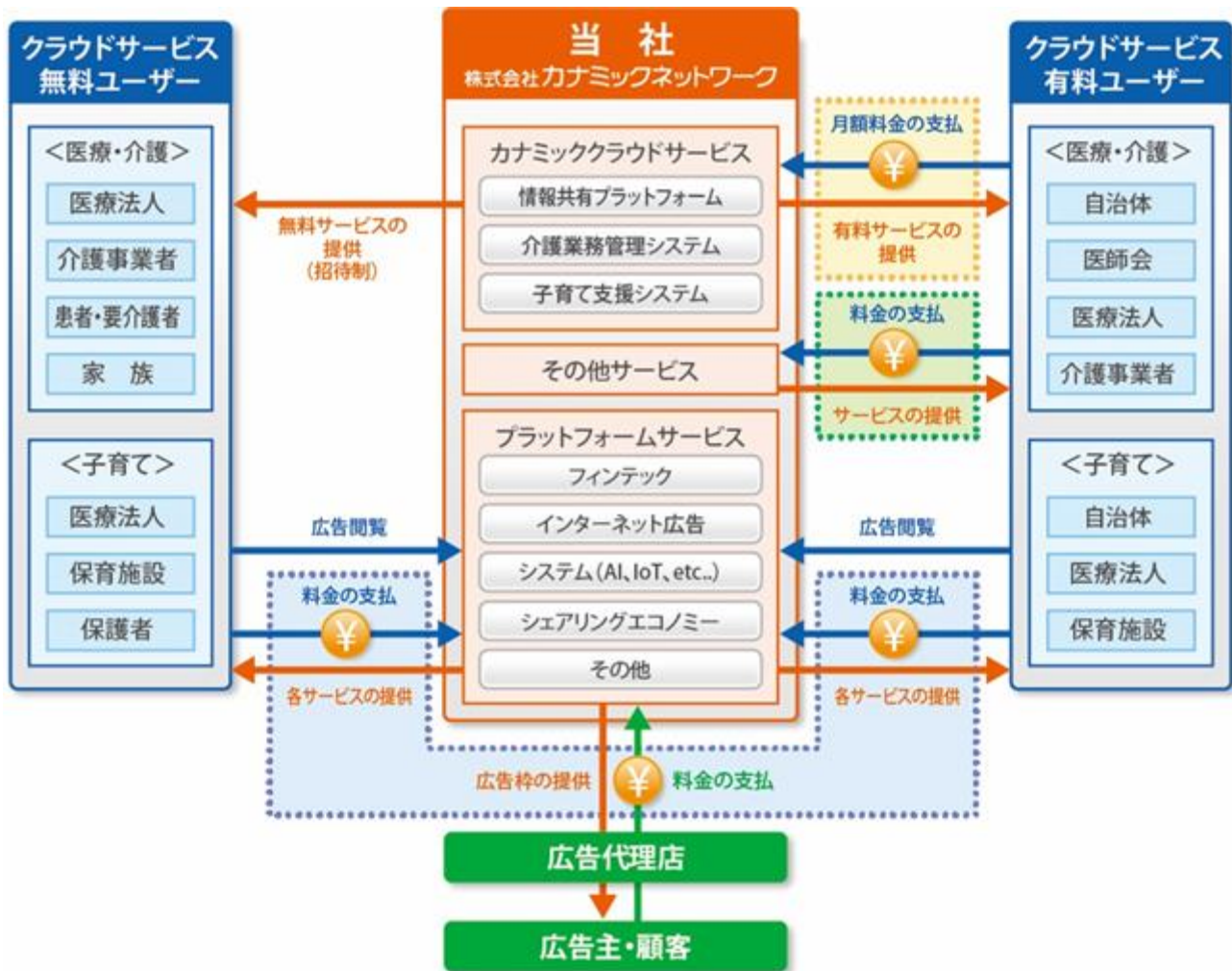
(注6) マルチデバイス

コンテンツやサービス、ソフトウェアなどが様々な機器から等しく利用出来ること。また、様々な種類の機器が混在し、相互に連携できること。

(注7) ヘルパー

介護保険法にもとづく訪問介護を提供する専門職(訪問介護員)の通称。

事業の系統図は次のとおりであります。



康納美克（大連）科技有限公司は当社サービスに関するシステム開発を担っております。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 康納美克(大連)科技有限公司	中華人民共和国 遼寧省大連市	10,000	システム開発	100	当社システムの開発業務を行っております。 役員の兼任があります。

(注) 1. 当社グループは単一セグメントのため、主要な事業の内容欄におけるセグメント名称の記載を省略しております。

2. 特定子会社に該当する会社はありません。

3. 上記子会社は、有価証券届出書または有価証券報告書を提出していません。

## 5 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

2021年9月30日現在

従業員数(名)
84 (-)

- (注) 1. 従業員数は就業人数であり、平均臨時雇用人員数(パートタイマーを含む。)は、年間の平均人数を( )内に外数で記載しております。  
2. 当社グループは単一セグメントであるため、セグメントごとの従業員数は記載していません。

### (2) 提出会社の状況

2021年9月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
70 (-)	40.1	5.6	5,060

- (注) 1. 従業員数は就業人数であり、平均臨時雇用人員数(パートタイマーを含む。)は、年間の平均人数を( )内に外数で記載しております。  
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。  
3. 当社は単一セグメントであるため、セグメントごとの従業員数は記載していません。

### (3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

#### (1) 会社の経営の基本方針

大地に根を張り、常に大きく成長し続ける樹。私たちはこの樹のように、常にお客様のネットワークの中に根付き、お客様と共に発展し続けます。時代の開拓者であり、時代の証人であるために、医療・介護ネットワーク業界の先駆者として常に最善を尽くすことを経営の基本方針としております。

#### (2) 目標とする経営指標

当社グループは収益性を重視する観点から「営業利益」を目標数値とし、常に収益の改善に努め、コストの削減意識をもって企業経営に取り組んでおります。

#### (3) 医療・介護ネットワーク業界の経営環境

日本の人口構造の変化に伴う高齢者（特に75歳以上の高齢者）の占める割合の増加により、医療介護分野における社会保障給付費が膨らむことが見込まれております。

特に、所謂団塊の世代が75歳を迎える2025年以降も高齢者人口の増加傾向は2040年頃まで継続すると見込まれており、年齢を重ねるごと増加する要介護・要支援の認定率と相まって、医療介護分野における社会保障給付費は遡増することが見込まれております。

これに伴い、当社グループの主力事業に関連する医療・介護ネットワーク業界の市場規模も拡大傾向が継続するものと考えております。当社グループにおきましては、医療・介護業界全体のプラットフォーム提供を通じて、増加する社会保障給付費の効率的な活用に資するサービスの提供を行ってまいります。

#### (4) 中長期的な会社の経営戦略

当社グループは高齢化社会に求められる医療・介護分野においてICT（Information and Communication Technology）による地域包括ケアの実現に寄与するために、多職種間連携を可能とする当社システムを医療・介護業界全体のプラットフォームとして提供してまいりました。

今後は医療・介護分野における地域連携をさらに推進させ、患者・要介護者、全ての医療・介護事業者に有益なソリューションの提供に取り組んでまいります。

#### (5) 対処すべき課題

近年の医療・介護業界に関連するステークホルダーの様々な課題が顕在化してきております。まず家族と患者・要介護者である高齢者とが抱える課題としては、家族の介護のために介護をする方が仕事を辞めなければならないという介護による雇用喪失の問題や家族の繋がりの希薄化の問題が考えられます。次に、介護事業者が抱える課題としては、業界全体としての人材不足やケアマネジャーなどの採用の難しさ、そして介護事業者のサービス内容が患者やその家族に伝わらないといった問題が考えられます。加えて、特に業界で多くを占める中小介護事業者において、設備投資や資金繰り、資金決済といった事業規模に伴う諸問題がございます。また、病院医師や在宅医師の抱える課題として、業務があまりに多忙すぎる点や患者の情報不足に起因して、有効な医薬品の利用や患者への対応が遅延することがあります。さらに、看護師や介護士における課題として、最新の治療等の情報不足や知識・経験の欠如から来るサービス品質の低下があります。

当社グループは、このような医療・介護業界全体が抱える課題を克服することが当社グループの課題と考えて、以下のような対処を行っております。

##### クラウドサービス提供事業の拡大

当社グループのクラウドサービスは、自治体・医療・看護・介護の連携に関してシステム内でのコミュニケーションが可能な多職種間連携を実現する介護請求・業務管理システムとして介護保険制度施行時の2000年より提供されているシステムであり、当該システムにより国が目指す「地域包括ケア」の実現に寄与してまいりました。当社システムの導入により、医師、看護師、ケアマネジャー、介護士といった方たちの情報連携による地域包括ケアを実現することが可能となり、サービスの質の向上と業務の効率化が進められるようになっております。

今後は、介護サービスのニーズの高い地域から順次営業所を設立し、地域に根ざしたサービスを提供し、患者とその家族に対して効果的かつ安定的な介護環境を生み出すことで、家族介護による離職問題を回避し、若者の社会進出の活性化を図るとともに、家族の繋がりが自体を活性化させることを課題と考えております。

また、地域連携のさらなる推進により、患者、要介護者、全ての医療・介護事業者といった医療・介護業界全体のユーザーの利便性を向上させ、情報共有プラットフォームの構築に貢献し、急性期医療から回復期医療、そして在宅医療といった各段階における適切な医療や介護の対応を可能にするため、各段階の患者のニーズの変化に適宜対応できるようシステム開発への取り組みを継続していく方針であります。

##### 新規事業領域の拡大

#### コンテンツ事業

当社グループのカナミッククラウドサービス内において、医療・介護に関連する有益な情報をコンテンツとして提供し、広告宣伝収入を得ております。当社の提供する広告は、医療・介護に関連する方々に有益な情報をタイムリーに提供するものであり、その導入によって、医療・介護関係者が最新の医薬品の情報や介護関連機器等の情報を取得することができるようになり、医療・介護の質の向上に寄与します。

今後は、在宅医療・介護の広がりにあわせ、広告を通じた情報に対するニーズがより高まっていくと予想され、より広い情報を提供するため、大手広告代理店と協力し、広告宣伝主を広く集め、さらに医療・介護関係者の役に立つ情報提供システムとなっていく必要があると考えております。

#### ビッグデータ解析事業

当社グループは、カナミッククラウドサービスの提供を通じて取得した膨大な医療・介護関係のデータを蓄積しております。

今後は、平均寿命の伸びと少子化に伴う高齢化社会が進展する状況下において、クラウドに蓄積されたビッグデータの解析事業を通じて、よりよく、かつ効率的に介護を行える環境を整えることに寄与してまいります。

#### シェアリングエコノミー関連事業

当社グループは、カナミッククラウドサービス上で当社グループのシステムユーザーにおける求人ニーズと人材データベースのマッチングサービスを提供しております。

今後は、人材サービスのみならず、介護関連器具、車両、施設といった介護事業者が必要とするあらゆるニーズに対応できる仕組みを整え、介護業界の発展に寄与してまいります。

#### フィンテック関連事業

当社グループはカナミッククラウドサービスの提供を通じた効率的な請求管理サービスを提供しておりますが、介護事業では介護給付費の決済に関連する業務に従来型の非効率な部分が多く存在しております。

今後は、請求管理に加え、資金繰り、新たな決済手段などのサービスラインナップの追加を図り、決済関連の効率化に寄与してまいります。

#### 積極的なM & Aの活用

当社グループは、「人生を抱きしめるクラウド」で人と社会に貢献する」というビジョンを前提にした「事業コンテンツ」、「事業エリア」、「事業ツール」の補強・拡大を行う際の方法の一つとして、M & Aの採用を積極的に検討しております。当社グループにおける新規事業の創出・既存事業の拡大とともに、M & Aの推進を通じてビジョンの実現と継続的な成長を図ってまいります。

#### 情報管理体制の強化

当社グループは、提供するカナミッククラウドサービスにおいて数多くの患者・要介護者の情報を保有しており、個人情報保護を含む情報管理が経営の重要課題であると認識しております。当社では、2006年5月に「プライバシーマーク」を、2017年12月に「医療情報ASP・SaaS情報開示認定制度」をそれぞれ取得しておりますが、今後も定期的な社内教育の実施、セキュリティシステムの整備等により、引き続き情報管理体制の強化を図ってまいります。

#### システム基盤の強化

当社グループは主にクラウドを利用したインターネット上での事業を展開していることから、サービス提供に係る当該システム稼働の安定性を確保することが経営上の重要な課題であると認識しております。また、長期的に高齢者人口の増加が見込まれており、要介護者数も合わせて増加するため、ユーザー数の増加に備えたサーバーリソースが必要になります。当社グループは、今後もその重要性に鑑み、継続的に安定運用を図るため、システム基盤の強化への取り組みを継続していく方針であります。

#### コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の強化

当社グループは現在成長段階にあり、継続的な成長を続けることができる事業基盤の確立に向けて、コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制のさらなる強化が経営上の重要な課題であると認識しております。事業の拡大に伴い、内部管理体制の一層の充実に努め、業務の適切性、財務報告の信頼性及びコンプライアンス体制の強化を図ってまいります。

#### 人材の採用と育成

当社グループは、継続的成長のためには、優秀な人材の採用と育成が重要であると考えております。

特に高齢社会に関連する市場はますます拡大し、多くの事業機会が生まれており、これに対応した営業所の新設に伴う営業やサポート面において必要とされる人員を確保する必要があります。

また、当社グループは介護保険制度等の改正に対応したシステム開発のための人員を確保する必要があります。

そのため、当社グループは当該人材の採用と育成に注力してまいります。



## 2【事業等のリスク】

本有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

### (1) 事業環境に関するリスク

#### 介護保険制度の改正について

当社グループが行っている介護・医療分野におけるカナミッククラウドサービスについては、介護保険法の影響を強く受けます。

介護保険法については、定期的に法律全般に関する検討が加えられ、その結果に基づき必要な見直し等が行われ（介護保険法附則第2条）、また3年に1度介護報酬の見直しが行われることになっており、2021年にも介護保険法及び介護報酬の改正が行われました。介護保険法や介護報酬の改正が行われた場合、これらの改正に対応するための適時なシステム開発が必要となります。一方、医療及び介護業界全般で市場の停滞・縮小や、一部大手事業者による寡占化、廃業の増加など、新たな市場動向の変化が生じることも想定されます。

こうした状況は、同業他社も同様の条件であるため、開発において他社に先んじることや差別化を図ること、適切な価格戦略を取ることがそのまま他社との格差を広げ、シェアの拡大に直結することになりますが、逆に遅れをとった場合には当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、新たな市場動向の変化が業績の拡大に寄与する場合もある一方で、当社サービスの導入延期やサービス利用数の削減、他社サービスへの乗り換えなどに繋がった場合は、当社グループの事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。当社グループでは、これらリスクを軽減するため、諮問機関や各種団体等への参加を通じての情報収集や、法制度の影響を受けにくいサービスの開発などを行ってまいります。

#### 他社との競争について

現在、国内で介護・医療分野におけるクラウドサービス事業を展開する競合企業が複数存在しており、また、今後の市場規模拡大に伴い新規参入を検討する企業が増加する可能性があります。

しかし、医療介護業界のシステム構築には、業界に精通した知識や経験が必要とされるため、参入障壁が高いと考えられます。その中で当社グループのカナミッククラウドサービスは、自治体・医療・看護・介護の連携に関してシステム内でのコミュニケーションが可能な多職種間連携を実現する介護請求・業務管理システムとして介護保険制度施行時の2000年より提供されているシステムであり、当該システムにより国が目指す「地域包括ケアシステム」の実現に寄与するとともに、市場における優位性を構築し、競争力を向上させてまいりました。

一方で、新規参入等により競争が激化した場合には、当社グループの事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。こうしたリスクを軽減するため、今後も、各地域に根ざしたサービスの提供、地域連携のさらなる推進により、患者、要介護者、全ての医療・介護事業者といった医療・介護業界全体のユーザーの利便性を向上させ、情報共有プラットフォームの構築を推進してまいります。

#### 技術革新について

当社グループのサービスはインターネット関連技術に基づいて事業を展開しておりますが、インターネット関連分野は新技術の開発及びそれに基づく新サービスの導入が相次いで行われ、非常に変化の激しい業界となっております。また、ハード面においては、スマートフォンの普及が急速に進んでおり、新技術に対応した新しいサービスが相次いで展開されております。このような技術やノウハウの獲得に困難が生じた場合、また技術革新に対する当社グループの対応が遅れた場合には、当社グループの競争力が低下する可能性があります。さらに、新技術への対応のために追加的なシステム、人件費などの支出が拡大する可能性があり、その結果、当社グループの事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。このため、当社グループは技術者の採用・育成やスマートフォンに関する技術やノウハウの取得に注力しております。

#### 個人情報の管理について

当社グループは、展開する各サービスの運営過程において、ユーザーより個人情報を取得することがあり、外部からの不正なアクセス、その他想定外の事態の発生により個人情報が流出した場合には、当社グループの社会的信用を失墜させ、当社の事業及び業績に重要な影響を与える可能性があります。こうしたリスクを軽減するため、当該個人情報の管理については、権限を有する者以外の閲覧をシステム上で制限しております。また、当社グループでは個人情報保護マネジメントシステムを設定し、従業員に対して研修を実施しております。さらに、より一層の情報セキュリティの安全性を確保するために、2006年5月にプライバシーマークを取得し、2020年5月に7回目の更新を行いました。

#### システム障害について

当社グループのサービスは、当社グループのウェブサイトを主な情報通信手段としており、サービスの信頼性及び取引の安全性の観点からも、当社グループの事業用ITインフラは障害に強い設計としております。また、管理を強化するため、情報システム開発及び運用経験の豊富な人材の採用を積極的に実施しております。さらに、



今後の高齢者人口の増加をにらみ、サーバー容量等についても十分な容量を確保しております。しかしながら、このような体制による管理にもかかわらず、自然災害や事故等が起こった場合、当社グループ役職員の操作過誤が生じた場合、ハッカー等外部からの侵入による不正行為が生じた場合、さらに高齢者人口の増加に伴い当社ユーザーが爆発的に増加した場合等には、システム障害やサーバー容量不足による当社コンピューターシステムの機能の低下、誤作動や故障等の深刻な事態を招く可能性があります。これらの事態が生じた場合には、インターネット上のウェブサイトを主な情報提供手段とする当社グループはサービス提供及び営業取引に深刻な影響を受け、当社グループの事業及び業績に重要な影響を与える可能性があります。当社グループでは、これらリスクを軽減するため、経済産業省の「サイバーセキュリティ経営ガイドライン」や「事業継続計画策定ガイドライン」等に従い、多層防御や組織面の施策ならびに事業継続性の対策を実施しております。

#### 知的財産権について

当社グループは、当社の提供するサービスの基礎をなすシステムについて、特許権を有しております。

しかし、現時点で権利取得に至っていない権利について、今後これらの権利を取得できるという確実性はありません。一方で、当社グループの事業分野において、国内外の各種事業者等が特許その他の知的財産権を取得した場合、その内容次第では、当社グループに対する訴訟やクレーム等が発生し、当社グループの事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループでは、第三者に対する知的財産権を侵害することがないように常に注意を払い事業活動を行っておりますが、当社グループの事業分野における知的財産権の現状を完全に把握することは困難であり、万が一当社グループが第三者の知的財産権を侵害した場合には、損害賠償又は使用差止めなどの請求を受ける可能性があります。これらの事態が発生した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。当社グループでは、これらリスクを軽減するため、継続的な技術革新と技術革新により生ずる特許その他の知的財産権の確保を進め、あわせて外部機関との連携を通じた他社の保有する知的財産権等のリサーチに取り組んでおります。

#### 業績の季節変動性について

介護保険法の改正のある年は、改正が4月から実施されることが通例となっており、新制度が施行される4月初めまでに当社グループクラウドサービスのバージョンアップを実施することが求められます。また、地域包括支援センターを運営する自治体及び委託を受ける介護事業者は、新年度が始まる4月に導入を図ることが多く、需要がこの時期に偏る傾向があります。その結果、当社グループの業績は法改正のタイミングに連動してピークを迎える傾向にあります。

第20期及び第21期連結会計年度の売上高及び営業利益の変動は以下の通りであります。

	前連結会計年度（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）				
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	会計年度計
売上高（千円）	419,625	489,173	456,801	515,844	1,881,444
（構成比）	(22.3%)	(26.0%)	(24.3%)	(27.4%)	(100.0%)
営業利益（千円）	100,232	197,101	168,493	188,644	654,473
（構成比）	(15.3%)	(30.2%)	(25.7%)	(28.8%)	(100.0%)

	当連結会計年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）				
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	会計年度計
売上高（千円）	533,473	509,784	512,090	525,427	2,080,776
（構成比）	(25.6%)	(24.5%)	(24.6%)	(25.3%)	(100.0%)
営業利益（千円）	203,951	214,747	218,976	204,129	841,805
（構成比）	(24.2%)	(25.5%)	(26.0%)	(24.3%)	(100.0%)

事業環境等の変化により季節変動性に大きな変化が生じた場合や、当社グループがこれらの季節変動性に適切に対応する体制がとれなくなった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。現在はこれらの変動性に適切に対応できる体制を整備しており、今後は、サービスラインアップの拡充等を通じて、季節変動の影響を受けにくい事業体制を構築してまいります。

#### 研究開発について

IoTクラウド利用の地域包括ケア・グローバル構築を目的とした遠隔医療・介護に関する研究開発を行っております。これらの技術の導入、実装が想定通りに進まなかった場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。当社グループではリスクを軽減するため、継続的なR&D投資、外部パートナーとの連携を進めてまいります。

## (2) 事業体制に関するリスク

#### 特定人物への依存について

当社の取締役会長山本稔は、当社の創業者であり、設立以来、経営方針や事業戦略の立案・決定及びその遂行において取締役としての役割を果たしております。

当社では、何らかの理由により同氏が当社の業務を継続することが困難となった場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。当社ではリスクを軽減するため、同氏以外の者へ代表権を付与するなど、同氏に過度に依存しない経営体制の構築を進めております。

#### 小規模組織であること及び人材の確保、育成及び安全管理について

当社グループは2021年9月30日現在、従業員数が84名と小規模な組織であり内部管理体制もそれに応じたものとなっております。また、カナミッククラウドサービスにおけるユーザーの利便性の向上には、当社システムの付加価値増加のためのシステム開発が必要であり、これに対応できる人材を確保・育成することが今後の事業の成長においても不可欠であります。

事業の成長とともに人員の採用及び育成を行っていくとともに、内部管理体制の強化を行っていく方針ですが、人員採用などが適切に行えなかった場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。また、新型コロナウイルス感染症をはじめとしたパンデミックが発生した場合、従業員の事業活動に対する制限が小規模な組織であることと相まって大きく影響し、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。当社グループでは、これらリスクを軽減するため、外部リソースの積極的な活用を行うとともに、従業員のリモートワークを積極的に導入することで、グループ内での採用・育成体制の強化及び安全管理の徹底に取り組んでおります。

#### 内部管理体制について

当社グループの継続的な成長のためには、内部管理体制が適切に機能することが必要不可欠ですが、事業が拡大することにより、内部管理体制が有効に機能しなかった場合には、適切な業務運営を行うことができず、当社グループの事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。当社グループではリスクを軽減するため業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保、各社内規程及び法令遵守を徹底して取り組んでおります。

#### コンプライアンスについて

当社グループは、法令その他諸規則、社会規範を遵守すべく、「倫理規範」を制定し、役職員に対してその周知、徹底を図っております。しかしながら、事業の急速な拡大等により、十分なコンプライアンス体制の構築が追いつかず、法令違反等が生じた場合、ユーザー及び取引先等の信頼失墜を招く、もしくは訴訟を提起されるという事態が発生し、当社グループの事業及び業績に重要な影響を与える可能性があります。当社グループではリスクを軽減するため、研修等を通じて、継続的にコンプライアンス体制の強化に取り組んでおります。

#### サービスの安全性及び健全性について

当社グループのカナミッククラウドサービスは医療・看護・介護・自治体といった多職種他法人の垣根を越えた情報共有を可能にするシステムとなっており、高度なセキュリティ対策を施すことにより安心して利用していただける環境を整えておりますが、ユーザーを通じて個人情報流出や、健全性を損なう情報の発信、違法行為などが行われる危険性があります。それらはシステムの利用規約において禁止事項にするとともに当社グループの責任範囲を限定しておりますが、当社グループが法的責任を問われ、また法的責任を問われない場合でもサービスのブランドイメージ悪化を招くことにより、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

当社グループのプラットフォームサービスは、インターネット広告サービスとホームページ作成サービスを手掛けており、利用に関連して風評問題が発生した場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

当社グループではリスクを軽減するため、コンテンツに関する権利関係や健全性に対する確認を取る体制を十分に整えており、今後も継続的に体制強化に取り組んでまいります。

#### 特定のサービスへの依存について

当社グループは、カナミッククラウドサービス、プラットフォームサービス、その他サービスを提供しておりますが、現在、全体の売上高に占めるカナミッククラウドサービスの割合が多く、同サービスに依存しております。現在時点において主要サービスであるカナミッククラウドサービスが顧客のニーズと乖離した場合や競合他社に対する優位性を喪失するなどの事態に陥った場合、当社グループの事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。当社グループではリスクを軽減するため、収益源の多様性を持つことにより、より安定した体制の構築を目指すべく、プラットフォームサービスの拡大や、新たに当社グループの柱となる新規サービス、事業の開発に向け積極的に取り組んでおります。

#### 新規事業展開に伴うリスクについて

当社グループでは、既存システムを活用した新規事業の開発を進めております。新規事業の展開にあたっては、当初見込み通りの展開ができず投資を回収できなくなる可能性があるとともに、開発が想定通りに立ち上がらなかった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。当社グループではリスクを軽減するため、新機能の開発計画を立て適切かつ効率的な進捗管理を行う体制を構築しております。

### (3) その他のリスク

#### 資金の投資効果について

当社グループは、将来のサービスの拡大に備えたシステム及び関連設備への投資、人員拡充における採用費用、広告宣伝費等に充当する目的で、資金を調達する場合があります。

しかしながら、当社グループが属する業界の急速な変化により、当社グループの計画通りに資金を使用した場合でも、想定通りの投資効果をあげられない可能性があります。当社グループではこれらリスクを軽減するため、諮問機関や各種団体等への参加を通じて当社グループが属する業界の情報収集を積極的に行ってまいります。

#### 配当政策について

当社は、株主に対する利益還元を重要課題の一つとして位置付けており、株主への長期的な利益還元を実現するため、内部留保資金を充実し、環境の変化を先取りした積極的な事業展開を行う必要があると考えております。当社は現在、成長過程にあり、そのため内部留保資金の充実を図ることで、財務体質の強化と事業拡大のための投資等により株主に対する最大の利益還元につながると考えております。また、今後の配当政策の基本方針としては株主への利益還元と内部留保充実を総合的に判断し、業績と市場動向の状況に応じて柔軟な対応を行っていく所存であります。

なお、この方針に基づき2020年9月期より配当性向20%以上を基準としておりますが、事業環境の急激な変化などにより事業が計画通りに進展しない場合には、目標とする配当性向を達成できなくなる可能性があります。当社グループではこれらリスクを軽減するため、事業環境の動向に対する情報収集を積極的に行うとともに、それらに対応した事業計画の立案・実行を行ってまいります。

#### 訴訟等について

これまで、当社グループに対して、業績に重要な影響を及ぼす訴訟等は提起されておられません。また、現時点において提起される見通しもおられません。しかしながら、知的財産権侵害の訴訟等が提起され、当社グループに不利な判断がなされた場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。当社グループではこれらリスクを軽減するため、外部機関との連携を通じ、他社の保有する知的財産権等のリサーチに取り組んでおります。

#### 固定資産に係る減損リスクについて

当社グループは、事務設備備品等の固定資産及びソフトウェア資産を有しており、これらは潜在的に資産価値の下落による減損リスクにさらされております。当社グループでは、対象となる資産について減損会計ルールに基づき適切な処理を行っております。しかしながら、今後資産価値が低下した場合は、当社グループの業績等に影響を及ぼす可能性があります。当社グループではこれらリスクを軽減するため、付加価値の高い資産の構築に努めてまいります。

#### 新株予約権付社債の償還リスクについて

当社は2021年8月4日に新株予約権付社債（額面総額2,000,000千円）を発行しております。当社株価が今後様々な要因から転換価額を下回る水準で推移する等により、新株予約権付社債の株式への転換が進まなかった場合には、満期（2026年8月4日）において残存する新株予約権付社債につき額面での一括償還が必要となり、他の手法を含めた資金調達によるリファイナンス等の対応が必要となる可能性があります。なお、株価は様々な要因により変動することから、当該リスクが顕在化する可能性は相応にあるものと認識しており、当社グループはこれらのリスク低減を図るため、償還が発生した場合に備え、資金調達の多様化に努めてまいります。

#### 新株予約権による株式価値の希薄化について

当社は、新株予約権付社債及び新株予約権を発行しております。2021年9月30日現在における新株予約権の目的となる株式の数は新株予約権付社債2,408,767株、新株予約権4,800,000株の合計7,208,767株であり、発行済株式総数の15.0%に相当します。これら新株予約権が行使された場合には、1株当たりの株式価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。

### 3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 経営成績等の状況の概要

##### 経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により国内外を問わず家計や企業の活動が制限されており、その様な状況において景気は依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、そのテンポが弱まっている状況となっております。

当社グループを取り巻く環境におきましては、超高齢社会の到来に伴い、介護費、介護保険サービス利用者数及びサービス提供事業者数は増加し、介護事業全体の底上げが続いております。2021年度の介護保険制度改正では、新たに感染症や災害への対応力強化が掲げられた他、高品質かつ効率的な介護サービスの提供可能な体制整備を推進する観点から、地域包括ケアシステムのより一層の推進とICTの活用及び介護の担い手の拡大などとともに、LIFE（CHASE+VISIT）を活用した科学的介護の取組の推進が新たに加わるなど、医療・介護事業全体でサービス提供のより一層の効率化が求められております。

このような状況のもと、当社グループは、医療・介護をつなぐ地域包括ケアを実現するシステムを提供していることから、各省庁との共同プロジェクトに参加し、国の政策と同じ方向性をもつシステム開発会社となるよう努めるとともに、介護保険制度改正に対応する準備を整え、継続して適時にシステム改修を行い、システム利用者の負担軽減により、ユーザーの利便性の向上を図っております。総務省の「IoTサービス創出支援事業」の実証実験を通じて「カナミッククラウドサービス」を基軸とした介護における各種データの活用連携を進めるとともに、「東京都多職種連携ポータルサイト」を通じて、従来の市区町村に比べてより広範囲な都道府県単位での在宅療養推進体制に寄与するなど、当社グループの「カナミッククラウドサービス」で培った医療・介護連携のノウハウが地域の医療・介護連携に貢献しております。それらの高齢者支援事業とあわせ、多世代包括ケアの実現に向けた取り組みとして「子育て支援システム」を通じて自治体の子育て支援事業の効率運用に寄与しております。また、前期より引き続き遠隔医療に豊富な実績のある国立大学法人 旭川医科大学と「遠隔医療・介護のIoTクラウド利用の地域包括ケア・グローバルモデル構築」を目的とした共同研究を実施するとともに、当期より認定NPO法人健康都市活動支援機構と共同で自治体向け地域データヘルスシステムの標準化を目指したシステム開発を行っております。新たな事業といたしましては、介護事業者における介護サービス利用者向け請求書・領収書の「発行」「連絡」業務に対するソリューションサービスとして、業務をWeb上で完結できるDX（デジタルトランスフォーメーション）サービスとしての「カナミックかんたんWeb 明細」、実際の作業の事務代行を行う「カナミックかんたん郵送代行（BPO）」をそれぞれ開始いたしました。一方で、当社グループにおけるシステムのプラットフォーム化の一環として、コンテンツサービスの充実、人材データベースマッチングサービスや医療・介護事業者向け物販サービスの稼働、サービス付き高齢者向け住宅におけるIoT連携など、他社との業務連携を進めてまいりました。また、今後の事業規模拡大を目的としたM&A実施のための資金調達として、新株予約権付社債及び新株予約権を新たに発行いたしました。

さらに、当社グループのシステムがプラットフォーム化に対応していくことに伴い取得される患者・要介護者等の情報をビッグデータとして解析し、国や自治体、保険会社等が必要としているエビデンスを見つけ出すAIサービス等の展開を通じて医療・介護分野における地域連携をさらに推進させ、患者・要介護者、全ての医療・介護事業者にソリューションを提供するための研究活動も実施しております。

なお、新型コロナウイルス感染症の流行拡大に伴い当社グループの主たる顧客である介護事業者の一部において、介護事業の活動が制限される状況となっておりますが、現時点における当社グループへの影響は軽微となっております。

これらの結果、当連結会計年度における業績は、売上高2,080,776千円（前連結会計年度比199,332千円増、10.6%増）、営業利益841,805千円（前連結会計年度比187,332千円増、28.6%増）、経常利益829,941千円（前連結会計年度比152,941千円増、22.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益579,583千円（前連結会計年度比106,883千円増、22.6%増）となりました。

##### 資産、負債及び純資産の状況

###### （資産の状況）

当連結会計年度末における総資産は前連結会計年度に比べ2,092,052千円増加し、4,395,056千円となりました。これは主に、新株予約権付社債の発行による資金調達及び営業活動により現金及び預金が2,004,250千円、カナミッククラウドサービスの新機能追加によりソフトウェアが57,501千円、設備投資等により工具、器具及び備品が41,447千円それぞれ増加したことによるものであります。

###### （負債の状況）

当連結会計年度末における負債は前連結会計年度末に比べ2,038,658千円増加し、2,435,814千円となりました。これは主に当連結会計年度に新たに発行した新株予約権付社債2,003,866千円の増加によるものであります。

###### （純資産の状況）

当連結会計年度末における純資産は前連結会計年度末に比べ53,394千円増加し、1,959,242千円となりました。これは主に、利益剰余金が親会社株主に帰属する当期純利益により579,583千円増加する一方で、配当金の支払により96,261千円減少し、自己株式が436,465千円増加したことによるものであります。

#### キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は当連結会計年度末には3,710,780千円となりました。

##### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、756,754千円（前連結会計年度は634,828千円の獲得）となりました。収入の主な内訳は税金等調整前当期純利益830,670千円、非資金損益項目である減価償却費135,665千円であり、支出の主な内訳は法人税等の支払額228,049千円であります。

##### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、216,032千円（前連結会計年度は103,632千円の使用）となりました。支出の主な内訳は新サービス提供やサーバーの増強などを要因とした有形固定資産の取得による支出54,216千円、カナミッククラウドサービスの新機能追加に伴う無形固定資産の取得による支出168,243千円であります。

##### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は、1,458,641千円（前連結会計年度は48,130千円の使用）となりました。収入の主な内訳は将来のM & Aによる成長実現のための資金調達を目的とした新株予約権付社債の発行による収入1,987,375千円であり、支出の主な内訳は自己株式の取得による支出436,640千円、配当金の支払額96,261千円であります。

#### 生産、受注及び販売の実績

##### 生産実績

当社グループで行う事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

##### 受注実績

当社グループで行う事業は、提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

##### 販売実績

当連結会計年度の販売実績をサービスごとに示すと、次の通りであります。

サービスの名称	販売高（千円）	前年同期比（％）
カナミッククラウドサービス	1,857,874	113.1
プラットフォームサービス	143,626	95.7
その他サービス	79,275	89.5
合計	2,080,776	110.6

（注）1．当社グループの報告セグメントは単一であるため、サービス毎に記載しております。

2．上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

##### 財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

###### （財政状態の分析）

当連結会計年度末の資産は4,395,056千円となっております。資産については、財務活動によるキャッシュ・フローによる資金調達を主な原資として現金及び預金が増加しました。また継続的な設備投資の結果、工具、器具及び備品及びソフトウェアが増加する傾向が続いており、当期も同様となっております。

当連結会計年度末の負債については2,435,814千円となっております。負債については、新株予約権付社債の増加及び親会社株主に帰属する当期純利益の増加に伴う未払法人税等の増加以外は、一定程度の水準を維持する傾向が続いており、当期も同様となっております。

当連結会計年度末の純資産については1,959,242千円となっております。純資産につきましては、自己株式の取得による純資産の減少以外は、親会社株主に帰属する当期純利益から配当金の支払額を除いた金額と同程度の金額が増加する傾向が続いております。

#### (経営成績の分析)

当連結会計年度の売上高は、2,080,776千円となりました。これは、主に当社グループの主力サービスであるカナミッククラウドサービスの契約数が増加したことによるものであります。なお、当社グループは、医療・介護分野における情報共有プラットフォームの構築を目的とする事業ならびにこれに付帯する業務の単一セグメント事業であるため、セグメント情報は記載しておりませんが、個別サービスごとの売上高は以下となります。

##### カナミッククラウドサービス

カナミッククラウドサービスはストックビジネスをメインとしており、既存顧客のストック部分をベースに、継続的な新規顧客の獲得を続けた結果、売上高は1,857,874千円（前連結会計年度比215,096千円増、13.1%増）となりました。

##### プラットフォームサービス

プラットフォームサービスにつきましては、大手介護事業者からの依頼によるホームページ構築業務や公益財団法人介護労働安定センターを通じた介護事業社向けホームページの受託制作、運営・管理が安定した収益基盤となっており、また介護関連情報を提供するインターネット広告サービスや情報共有プラットフォームを通じた新型コロナウイルス対策商品の販売など各種サービスの提供を手がけましたが、新型コロナウイルス対策商品の競合が多数出てきており、売上高は143,626千円（前連結会計年度比6,465千円減、4.3%減）となりました。

##### その他サービス

その他サービスにつきましては、大口顧客向けカスタマイズ開発受託などがありましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により自治体関連の受託が減少し、売上高は79,275千円（前連結会計年度比9,298千円減、10.5%減）となりました。

売上高が増加する一方で、各サービスに関連する商品仕入高や制作費等が増加したことにより、売上原価が前連結会計年度に比べ25,372千円増加し292,749千円となりました。この結果、売上総利益は1,788,026千円（前連結会計年度比173,959千円増、10.8%増）となりました。また、国立大学法人 旭川医科大学との共同研究期間が最終年度であることに伴う試験研究費の減少や、コロナ禍におけるテレワークやリモート会議等の経営効率化を進めたことにより、販売費及び一般管理費が前連結会計年度に比べ13,372千円減少し946,221千円となりました。この結果、営業利益は841,805千円（前連結会計年度比187,332千円増、28.6%増）となりました。

為替差益が796千円増加する一方で補助金収入が17,748千円減少したことで、営業外収益が前連結会計年度に比べ17,837千円減少し5,255千円となり、新株予約権付社債及び新株予約権発行に伴う資金調達費用が16,920千円発生したことで、営業外費用が前連結会計年度に比べ16,553千円増加し17,120千円となりました。この結果、経常利益は829,941千円（前連結会計年度比152,941千円増、22.6%増）となりました。特別利益は車両売却により固定資産売却益が728千円発生し、特別損失はございませんでした。

これらの結果、税金等調整前当期純利益は830,670千円（前連結会計年度比153,670千円増、22.7%増）、法人税等合計が前連結会計年度に比べ46,786千円増加し251,087千円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は579,583千円（前連結会計年度比106,883千円増、22.6%増）となりました。

#### キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社グループにおける資金需要の主なものは製造費用、販売費及び一般管理費の営業費用による運転資金及び設備投資資金であります。当社グループの資金の源泉は主として営業活動によるキャッシュ・フローによる資金調達となります。

当連結会計年度のキャッシュ・フローは、財務活動によるキャッシュ・フローのM&Aを目的とした新株予約権付社債を発行したこと及び税金等調整前当期純利益等を源泉とした営業活動によるキャッシュ・フローを主な要因として、現金及び現金同等物の増減額が2,004,250千円の収入となりました。

当社グループは十分な水準の手元流動性を確保しております。今後の事業展開やM&Aなどに伴う資金調達については当連結会計年度において一部達成したと考えております。翌連結会計年度以降においては新株予約権の行使による増資で引き続き資金調達を図ってまいります。

#### 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。その作成には経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案して合理的と考えられる金額を計上しておりますが、見積り特有の不確実性が存在するため、見積もった数値と実際の結果は異なる場合があります。重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載のとおりであります。特に以下の会計方針が連結財務諸表作成における重要な見積りの判断等に影響を及ぼすと考えております。

##### ・ 固定資産の減損

固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上することとしております。

固定資産の減損の兆候の判定及び回収可能価額の算定の前提となる将来キャッシュ・フローが、将来の不確実な経済状況の変動による影響を受け、翌連結会計年度以降の固定資産において減損損失が発生する可能性があります。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、現時点において連結財務諸表作成における重要な見積りの判断等に与える重要な影響は認識しておりません。

#### 経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは高齢化社会に求められる医療・介護分野においてICTによる地域包括ケアの実現に寄与するために、多職種間連携を可能とする当社システムを医療・介護業界全体のプラットフォームとして提供してまいりました。

今後はビッグデータ解析サービス等の展開を通じて医療・介護分野における地域連携をさらに推進させ、患者・要介護者、全ての医療・介護事業者に有益なソリューションの提供に取り組んでまいります。

当社グループは収益性を重視する観点から「営業利益」を目標数値としております。当連結会計年度の目標730,000千円に対する実績は841,805千円（達成率115.3%）となりました。これは「(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容 財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容」に記載した要因によるものであります。

翌連結会計年度は930,000千円（当連結会計年度実績比10.5%増）を目標とし、地域連携の強化による医療・介護事業者への営業を進めるとともに、国や自治体と一体となった事業を進めることにより業績を伸ばしてまいります。

#### 4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。



## 5【研究開発活動】

当社グループは、在宅医療・看護・介護分野の連携を実現する情報ネットワーク基盤の強化を目的として研究開発を行っております。研究開発活動の内容といたしましては、主に東京大学高齢社会総合研究機構との共同研究体制により、在宅医療・看護・介護のシームレスな連携を実現するネットワークシステムにおける多職種間連携の機能強化に関する研究を進めております。また、前連結会計年度に引き続き国立大学法人 旭川医科大学との共同研究体制を通じてIoTクラウド利用の地域包括ケア・グローバルモデル構築を目的とした遠隔医療・介護に関する研究を実施いたしました。

このような研究開発活動の結果、当連結会計年度における研究開発費は4,323千円となりました。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は227,675千円であり、その主な内容は、カナミッククラウドサービスにおけるソフトウェアの機能強化169,471千円及び設備投資等58,204千円によるものであります。

なお、当社グループの事業セグメントは、医療・介護分野における情報インフラの構築を目的とする事業ならびにこれに付帯する業務の単一セグメント事業であるため、セグメント別の記載を省略しております。

また、当連結会計年度における重要な設備の除却、売却等はありません。

#### 2【主要な設備の状況】

##### (1) 提出会社

主要な設備は以下のとおりであります。

2021年9月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
			建物	車両運搬具	工具、器具 及び備品	ソフト ウェア	合計	
本社 (東京都渋谷区)	-	本社機能 営業所機能	1,978	4,363	63,227	395,243	464,812	49
大阪営業所 (大阪市淀川区)	-	営業所機能	455	-	224	-	679	8
福岡営業所 (福岡市博多区)	-	営業所機能	1,889	-	3,940	-	5,829	7
名古屋営業所 (名古屋市中区)	-	営業所機能	1,817	-	270	-	2,088	2

(注) 1. 上記の金額には消費税等を含めておりません。

2. 上記以外に本社及び各営業所は、建物を賃借しております。年間賃借料は68,700千円です。

3. 帳簿価額は、内部取引に伴う未実現利益消去前の金額を記載しております。

##### (2) 在外子会社

2021年8月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
				建物	車両運搬具	工具、器具 及び備品	ソフト ウェア	合計	
康納美克 (大連)科 技有限公司	本社 (中華人民 共和国遼寧 省大連市)	-	その他 設備	-	-	911	4	915	14

(注) 上記の金額には消費税を含めておりません。

#### 3【設備の新設、除却等の計画】

##### (1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

##### (2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	158,400,000
計	158,400,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2021年9月30日)	提出日現在発行数 (株) (2021年12月23日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	48,132,000	48,132,000	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数100株
計	48,132,000	48,132,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

2026年満期第1回無担保転換社債型新株予約権付社債	
決議年月日	2021年7月15日及び2021年7月19日
新株予約権の数(個)	20
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 2,408,767(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	無償
新株予約権の行使期間	自 2021年8月5日 至 2026年7月21日(注)4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 830.3 資本組入額 415.15(注)5
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部について本新株予約権を行使することはできないものとする。なお、当社が本新株予約権付社債を買入れ、本社債を消却した場合には、当該本社債に付された本新株予約権を行使することはできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)7
新株予約権の行使の際に出資の目的とする財産の内容及び価額	(注)3
新株予約権付社債の残高(千円)	2,003,866 [2,003,733]

当事業年度の末日(2021年9月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年11月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 本新株予約権付社債は、**行使価額修正条項付新株予約権付社債等**であります。当該行使価額修正条項付新株予約権付社債等の特質は以下のとおりであります。

(1)本新株予約権の行使請求(以下「行使請求」という。)より当社が交付する普通株式の数は株価の下落により増加することがある。当該株式数は行使請求に係る本転換社債型新株予約権が付された本社債の金額の額面を当該行使請求の効力発生日において適用のある転換価額で除して得られる数であるため、「3. 新株予約権の行使時の払込金額」(2)に従い転換価額が修正された場合には、本転換社債型新株予約権の行使請求により当社が交付する普通株式の数は増加する。

(2)転換価額の修正基準

2023年2月13日(以下「修正日」という。)において2023年2月6日(以下「決定日」という。)に終了する15連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均に1.00を乗じた額(円未満小数第2位を切り上げる。)(以下「決定日価額」という。)が決定日に有効な転換価額を1円以上下回る場合には転換価額は、修正日以降、決定日価額に修正される。

(3)転換価額の修正頻度

1回(2023年2月13日に修正されることがある。)

(4) 転換価額の下限等

「3. 新株予約権の行使時の払込金額」(2) に従い修正される転換価額の下限は、615円（発行決議日の終値）とする（但し、「3. 新株予約権の行使時の払込金額」(3) から に定めるところに従って転換価額に対して行われる調整と同様の方法による調整に服する。）なお、本転換社債型新株予約権の行使により交付される当社普通株式の数は、行使請求に係る本転換社債型新株予約権が付された本社債の金額の総額を当該行使請求の効力発生日において適用のある転換価額で除して得られる数となる。

(5) 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決め内容

新株予約権の行使請求の方法

- ( ) 本新株予約権の行使請求は、本新株予約権者が本新株予約権付社債の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関に対し行使請求に要する手続きを行い、行使請求期間中に当該振替機関又は口座管理機関により行使請求受付場所に行行使請求の通知が行われることにより行われる。
- ( ) 振替機関又は口座管理機関に対し行使請求に要する手続きを行った者は、その後これを撤回することができない。

本新株予約権の行使の効力発生時期

- ( ) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到達した日に発生する。
- ( ) 本新株予約権の行使の効力が発生したときは、当該本新株予約権に係る本社債についての弁済期が到来するものとする。

株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後当該行使請求に係る本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

本新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率（年0.0%）、払込金額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(6) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との取決めの内容

該当事項はありません。

(7) 当社の株券の貸借に関する事項についての所有者と会社の特別利害関係者等の取決め内容

該当事項はありません。

(8) その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項はありません。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

本新株予約権の行使により当社が新たに発行又はこれに代えて当社の保有する普通株式を処分（以下当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。）する普通株式の数は、同時に行使された本新株予約権に係る本社債の金額の総額（2,000,000千円）を当該行使時において有効な転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生ずる場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

3. 新株予約権の行使時の払込金額

(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容およびその価額又はその算定方法

本新株予約権1個の行使に際し、当該本新株予約権が付された各本社債を出資するものとする。  
本新株予約権1個の行使に際して出征される財貨の価額は、各本社債の金額と同額とする。

(2) 転換価額

各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額（以下「転換価額」という。）は830.3円とする。なお、転換価額は下記(3)の から に定めるところに従い調整されることがある。

2023年2月13日(修正日)において、2023年2月6日(決定日)に終了する15連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.00を乗じた額(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げる。)(以下「決定日価額」という。))が、決定日に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は、修正日以降、決定日価額(但し、決定日から(当日を含まない。))修正日まで(当日を含む。))の間に本欄第2項第(1)号乃至第(7)号に従って行われる調整に服する。))に修正される。但し、上記の計算の結果算出される金額が下限転換価額(以下に定義する。))を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とする。「下限転換価額」とは、615円という(但し、下記(3) から に定めるところに従って転換価額に対して行われる調整と同様の方法による調整に服する。))。

(3)転換価額の調整

転換価額の調整

( ) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、下記( )に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「新株発行等による転換価額調整式」という。))をもって転換価額を調整する。

$$\begin{array}{l} \text{調整} \\ \text{後} \\ \text{転換価額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{調整前} \\ \text{転換価額} \end{array} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

( ) 新株発行等による転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

イ 時価を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式又はその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集(但し、当社若しくはその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。))の取締役その他の役員若しくは使用人に報酬として当社普通株式を割り当てる場合を除く。))をする場合は調整後の転換価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。

ロ 当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合は調整後の転換価額は、当該株式分割又は無償割当てにより株式を取得する株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合は、効力発生日)の翌日以降これを適用する。

ハ 時価を下回る価額による当社普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)、本項第(6)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)、又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))を発行する場合(但し、当社若しくはその関係会社の取締役その他の役員若しくは使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。))。なお、新株予約権無償割当ての場合(新株予約権付社債を無償で割り当てる場合を含む。以下同じ。))は、新株予約権を無償として当該新株予約権を発行したものととして本ハを適用する。調整後の転換価額は、発行される証券(権利)又は新株予約権(新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利))に関して交付の対象となる新株予約権を含む。))の全てが当初の取得価額で取得され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして新株発行等による転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該証券(権利)又は新株予約権の払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合は、その効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、本ハに定める証券(権利)又は新株予約権の発行(新株予約権無償割当ての場合を含む。))が当社に対する企業買収の防衛を目的とする発行である旨を、当社が公表したときは、調整後の転換価額は、当該証券(権利)又は新株予約権(新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利))については、交付の対象となる新株予約権を含む。))について、当該証券(権利)又は新株予約権の要項上、当社普通株式の交付と引換えにする取得の請求若しくは取得又は当該証券(権利)若しくは新株予約権の行使が可能となった日(以下「転換・行使開始日」という。))の翌日以降、転換・行使開始日において取得の請求、取得又は当該証券(権利)若しくは新株予約権の行使により当社普通株式が交付されたものとみなして新株発行等による転換価額調整式を準用して算出してこれを適用する。

ニ 上記イからハの場合において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認又は決定を

条件としているときには、上記イから八にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認又は決定があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認又は決定があった日まで本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じる場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

#### 特別配当による転換価額の調整

- ( ) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、下記( )定める特別配当の支払いを実施する場合には、次に定める算式(以下「特別配当による転換価額調整式」といい、新株発行等による転換価額調整式と併せて「転換価額調整式」と総称する。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{時価} - 1 \text{株当たり特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株当たり特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る事業年度の最終の基準日における各社債の金額(金100,000,000円)当たりの本新株予約権の目的である株式の数で除した金額をいう。1株当たり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

( )

- イ 「特別配当」とは、2026年7月21日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日における、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当(会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。)の額に当該基準日時点における各社債の金額(金1億円)当たりの本新株予約権の目的である株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が、基準配当金(基準配当金は、各社債の金額(金1,000,000,000円)を当初の転換価額で除して得られる数値(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。))に2.5を乗じた金額とする。)(当社が事業年度を変更した場合には合理的に修正された金額)を超える場合における当該超過額をいう。

- ロ 特別配当による転換価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用する。

#### 転換価額の調整式の計算

- ( ) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ( ) 転換価額調整式で使用する「時価」は、新株発行等による転換価額調整式の場合は調整後の転換価額を適用する日(但し、上記( )二の場合は基準日)又は特別配当による転換価額調整式の場合は当該事業年度の配当に係る最終の基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含まない。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ( ) 新株発行等による転換価額調整式で使用する「既発行株式数」は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の転換価額を適用する日の30日前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除し、当該転換価額の調整前に上記( )に基づき交付株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えた数とする。また、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、新株発行等による転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- ( ) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整は行わない。但し、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。
- ( ) 当社は、上記( )及び上記( )に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合は、転換価額の調整を適切に行うものとする。
- イ 株式の併合、合併、会社分割、株式交換又はその他組織再編行為のために転換価額の調整を必要とするとき。

- ロ 上記イのほか、当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
  - ハ 当社普通株式の株主に対する他の種類株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。
  - ニ 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価が、他方の事由によって調整されているとみなされるとき。
- 前項より転換価額の修正を行うとき、又は本項からにより転換価額の調整を行うときは、当社は、修正後又は調整後の転換価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる修正又は調整を行う旨並びにその事由、修正前又は調整前の転換価額、修正後又は調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を公告する。但し、適用開始日の前日までに前記の公告を行うことができないときは、適用開始日以降すみやかにこれを行う。

#### 4. 新株予約権の行使期間

本新株予約権者は、2021年8月5日から2026年7月21日までの間（以下「行使請求期間」という。）、いつでも、本新株予約権を行使し、行使請求ができる。但し、以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。

- (1) 当社普通株式に係る基準日又は株主確定日及びその前営業日（振替機関の休業日でない日をいう。）。
- (2) 振替機関が必要であると認められた日。
- (3) 組織再編行為において承継会社等の新株予約権を交付する場合で、本新株予約権の行使請求の停止が必要となるときは、当社が行使請求を停止する期間（当該期間は1か月を超えないものとする。）その他必要な事項を当該期間の開始日の30日前までに公告した場合における当該期間。
- (4) 2026年7月21日以前に本社債が償還される場合には、当該償還に係る元金が支払われる日の前営業日以降。
- (5) 本社債が償還される場合には、本社債権者が、本社債権者の請求による繰上償還日に先立つ30日以上60日以内の期間中に当社に対して行う通知の日以降。
- (6) 当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益の喪失日（当日を含む。）以降。

#### 5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本項第(1)号記載の資本金等増加限度額から本項第(1)号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

#### 6. 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。

#### 7. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、組織再編行為を行う場合は、本社債の繰上償還を行う場合を除き、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権者の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、下記(1)から(8)の内容のもの（以下「承継新株予約権」という。）を交付する。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され、当該新株予約権者は、承継新株予約権の新株予約権者となるものとし、本書の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。

- (1) 交付する承継会社等の承継新株予約権の数  
組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の数と同一の数とする。
- (2) 承継新株予約権の目的である承継会社等の株式の種類  
承継会社等の普通株式とする。



(3)承継新株予約権の目的である承継会社等の株式の数の算定方法

行使請求に係る承継新株予約権が付された承継社債の金額の総額を下記(4)に定める転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生ずる場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

(4)承継新株予約権付社債の転換価額

組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権者が得られるのと同等の経済的価値を、組織再編行為の効力発生日の直後に承継新株予約権の新株予約権者がこれを行なったときに受領できるように、承継新株予約権付社債(承継新株予約権を承継会社等に承継された本社債に付したものをいう。以下同じ。)の転換価額を定める。なお、組織再編行為の効力発生日以後における承継新株予約権付社債の転換価額は、「3.新株予約権の行使時の払込金額」(1)に準じた修正及び「3.新株予約権の行使時の払込金額」(3)から準じた調整を行う。

(5)承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

交付される各承継新株予約権の行使に際しては、当該各承継新株予約権に係る各社債を出資するものとし、各承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各社債の金額と同額とする。

(6)承継新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為の効力発生日(「4.新株予約権の行使期間」(3)に定める期間を指定したときは、当該組織再編行為の効力発生日又は当該期間の末日の翌銀行営業日のうちいずれか遅い日)から、「4.新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権の行使請求期間の満了日までとする。

(7)承継新株予約権の行使の条件

各承継新株予約権の一部について承継新株予約権を行使することはできないものとする。なお、承継会社等が承継新株予約権付社債を買入れ当該承継新株予約権付社債に係る社債を消却した場合には、当該社債に係る承継新株予約権を行使することはできない。

(8)承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第3回新株予約権	
決議年月日	2021年7月15日及び2021年7月19日
新株予約権の数(個)	48,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 4,800,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	615(注)1、2、3
新株予約権の行使期間	自 2021年8月5日 至 2024年8月5日(注)4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 615 資本組入額 307.5(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)1、2、3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2021年9月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2021年11月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 本新株予約権は、**行使価額修正条項付新株予約権社債等**であります。当該行使価額修正条項付新株予約権付社債等の特質は以下のとおりであります

(1) 本新株予約権の目的である株式の総数は4,800,000株、割当株式数は100株で確定しており、行使価額が修正されても変化しない。なお、行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。

(2) 本新株予約権の行使価額の修正基準

本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の93%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げる。)に修正される。但し、上記の計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とする。

(3) 行使価額の修正頻度

行使の際に上記(2)に記載の条件に該当する都度、修正される。

(4) 行使価額の下限

本新株予約権の行使価額の下限(以下「下限行使価額」という。但し、「3. 新株予約権の行使時の払込金額」(4)を準用して調整されることがある。)は、2021年7月15日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値である615円とする。

(5) その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

(6) 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部の取得を可能とする条項が設けられている。

(7) 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

本新株予約権の行使請求の方法

- ( ) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- ( ) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて当社が指定する口座に振り込むものとする。
- ( ) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

### 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、ボラティリティ、配当利回り、割引率及び当社株式の流動性等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を93円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は下記のとおりとする。

- ( ) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
  - ( ) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初615円とする。但し、行使価額は、「3．新株予約権の行使時の払込金額」（3）及び(4)に従い、修正又は調整されることがある。
- (8) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との取決めの内容  
該当事項はありません。
- (9) 当社の株券の貸借に関する事項についての所有者と会社の特別利害関係者等の取決め内容  
該当事項はありません。
- (10) その他投資者の保護を図るため必要な事項  
該当事項はありません。

### 2. 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

当社普通株式

当社普通株式の内容は、完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式であり、単元株式数は100株である。

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式4,800,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、下記(2)により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「株式分割等」と総称する。）を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。
- 調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 株式分割等の比率
- (3) 当社が下記(4)に従って行使価額の調整を行う場合（但し、株式分割等を原因とする場合を除く。）には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、下記(4)に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (4) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る「3．新株予約権の行使時の払込金額」(4) ( )、( )、( ) による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、「3．新株予約権の行使時の払込金額」(4) ( ) 亦に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

### 3. 新株予約権の行使時の払込金額

- (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）に割当株式数を乗じた額とする。

- (2) 本新株予約権の行使価額は、当初、条件決定日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）と下限行使価額（下記(3)に定義する。）のいずれか高い方と同額とする。但し、行使価額は、下記(3)又は(4)に従い、修正又は調整されることがある。

(3)行使価額の修正

本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の93%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げる。）（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、上記の計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とする。「下限行使価額」は、2021年7月15日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値である615円とし、下記(4)を準用して調整される。

(4)行使価額の調整

- ( ) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記( )に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- ( ) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- イ 下記( )口に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当による場合を含む。）（但し、譲渡制限付株式報酬として株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式、取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）、調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当の場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ロ 株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- ハ 下記( )口に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（無償割当の場合を含む。但し、ストックオプションとして新株予約権を割り当てる場合を除く。）、調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合は割当日）以降又は（無償割当の場合は）効力発生日以降、これを適用する。但し、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
- ニ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して、当該調整前に上記ハによる行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。

- ホ 上記イから八の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記イから八にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により} \\ \text{当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとし、現金等による調整は行わない。

- ( ) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- ( )
- イ 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ロ 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日(但し、上記( )ホの場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ハ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- ( ) 上記( )の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- イ 株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ロ その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ハ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ( ) 上記( )にかかわらず、上記( )に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が上記( )に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。
- ( ) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記( )ホに定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

#### 4. 新株予約権の行使期間

2021年8月5日から2024年8月5日までの期間

#### 5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

##### (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、当該行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、当該行使請求に係る本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、当該行使請求に係る割当株式数で除した額とする。

(2)新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 新株予約権の譲渡に関する事項

該当事項なし。但し、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、取締役会の承認を要するものとする予定である。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2016年11月1日 (注)1	1,187,000	2,374,000	-	180,060	-	120,060
2016年11月16日 (注)2	300,000	2,674,000	12,000	192,060	12,000	132,060
2017年8月1日 (注)3	5,348,000	8,022,000	-	192,060	-	132,060
2018年4月1日 (注)4	8,022,000	16,044,000	-	192,060	-	132,060
2019年9月1日 (注)5	32,088,000	48,132,000	-	192,060	-	132,060

- (注) 1. 2016年10月11日開催の取締役会決議により、2016年11月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。
2. 新株予約権の行使による増加であります。
3. 2017年7月11日開催の取締役会決議により、2017年8月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。
4. 2018年3月6日開催の取締役会決議により、2018年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。
5. 2019年8月9日開催の取締役会決議により、2019年9月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。

(5)【所有者別状況】

2021年9月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の 状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	14	33	42	71	19	10,920	11,099	-
所有株式数 (単元)	-	96,884	16,011	116,466	48,799	91	202,961	481,212	10,800
所有株式数の割合 (%)	-	20.13	3.33	24.20	10.14	0.02	42.18	100.00	-

- (注) 自己株式710,906株は「個人その他」に7,109単元、「単元未満株式の状況」に6株含まれております。

(6)【大株主の状況】

2021年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
株式会社SHO	東京都港区六本木4丁目3-35	11,380,000	23.99
山本 拓真	東京都港区	6,684,000	14.09
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	3,608,900	7.61
JPMBL RENOMURA INTERNATIONAL PLC 1 COLLEQUITY (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	1 ANGEL LANE LONDON - NORTH OF THE THAMES UNITED KINGDOM EC4 R 3AB (東京都千代田区丸の内2丁目7-1 決済 事業部)	2,220,714	4.68
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	2,106,400	4.44
野村信託銀行株式会社(投信口)	東京都千代田区大手町2丁目2-2	1,914,800	4.03
株式会社日本カストディ銀行(信託口 9)	東京都中央区晴海1丁目8-12	1,607,400	3.38
山本 洋子	東京都港区	1,400,000	2.95
山本 稔	東京都港区	900,000	1.89
CREDIT SUISSE INTERNATIONAL (常任代理人 クレディ・スイス証券株 式会社証券管理部)	ONE CABOT SQUARE LON DON E14 4QJ (東京都港区六本木1丁目6-1 泉ガーデ ンタワー)	858,000	1.80
計	-	32,680,214	68.91

(注)1. 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりです。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,608,900株
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	2,106,400株
野村信託銀行株式会社(投信口)	1,914,800株
株式会社日本カストディ銀行(信託口9)	1,607,400株

2. 2021年9月13日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、クレディ・スイス証券株式会社及びその共同保有者であるクレディ・スイス・エイ・ジー(Credit Suisse AG)及びクレディ・スイス・インターナショナル(Credit Suisse Interanational)が、2021年9月6日現在で以下の株式を所有されている旨記載されているものの、当社として2021年9月30日現在における実質所有株式数の確認が出来ませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等 の数(株)	株券等保有 割合(%)
クレディ・スイス証券株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	5,500,000	10.39
クレディ・スイス・エイ・ジー (Credit Suisse AG)	スイス国チューリッヒ、8001、パラデ プラッツ8番地	56,840	0.12
クレディ・スイス・インターナ ショナル(Credit Suisse Interanational)	英国、ロンドン E14 4QJ、ワン・カ ボット・スクウェア	2,662,576	5.33



3. 2021年10月5日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、野村證券株式会社及びその共同保有者であるノムラ インターナショナル ピーエルシー（NOMURA INTERNATIONAL PLC）及び野村アセットマネジメント株式会社が、2021年9月29日現在で以下の株式を所有されている旨記載されているものの、当社として2021年9月30日現在における実質所有株式数の確認が出来ませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数（株）	株券等保有割合（％）
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	355,834	0.74
ノムラ インターナショナル ピーエルシー（NOMURA I NTERNATIONAL PL C）	1 Angel Lane, London EC4R 3AB, United Kingdom	2,211,040	4.59
野村アセットマネジメント株式会 社	東京都江東区豊洲二丁目2番1号	3,907,700	8.12

(7)【議決権の状況】  
【発行済株式】

2021年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 710,900	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 47,410,300	474,103	単元株式数 100株
単元未満株式	普通株式 10,800	-	-
発行済株式総数	48,132,000	-	-
総株主の議決権	-	474,103	-

【自己株式等】

2021年9月30日現在

所有権者の氏名 又は氏名	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式 総数に対する 所有株式の 割合(%)
株式会社カナミック ネットワーク	東京都渋谷区恵比寿四 丁目20番3号	710,900	-	710,900	1.5
計	-	710,900	-	710,900	1.5

## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得

### (1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2)【取締役会決議による取得の状況】

会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2021年7月15日)での決議状況 (取得期間 2021年7月16日~2021年7月16日)	952,300	500,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	709,700	436,465,500
残存決議株式の総数及び価額の総額	-	-
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	-
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	-	-

(注) 1. 有価証券報告書提出日までに取得が完了しているため、提出日現在の未行使割合は記載しておりません。

2. 取得期間及び取得自己株式は約定日基準で記載しております。

3. 東京証券取引所における自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による取得であります。

### (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

### (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移 転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	710,906	-	710,906	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2021年12月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

### 3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要課題の一つとして位置付けており、株主への長期的な利益還元を実現するため、内部留保資金を充実し、環境の変化を先取りした積極的な事業展開を行う必要があると考えております。当社は現在、成長過程にあり、内部留保資金の充実を図ることで、財務体質の強化と事業拡大のための投資等が株主に対する最大の利益還元に関与すると考えております。配当政策の基本方針としては株主への利益還元と内部留保充実を総合的に判断し、業績と市場動向の状況に応じて柔軟な対応を行っていく所存ではありますが、当面は配当性向20%以上を基準に配当額を決定する方針といたします。なお、第21期事業年度の剰余金の配当は、上記の基本的な方針のもと年間配当金は1株につき2円50銭といたしました。内部留保資金の用途につきましては、今後の事業展開への備えとシステム開発活動の費用として投入していくこととしております。

当社の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としております。配当の決定機関は株主総会であります。なお、当社は会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議により中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2021年12月22日 定時株主総会決議	118,552	2.50

## 4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社におけるコーポレート・ガバナンスは、取締役会の意思決定により、各取締役がその担当職務の執行を迅速に行える体制を整えております。また、当社は少人数小規模組織ではあるものの、社内規程や業務マニュアルを制定し、その規程等に従って業務活動を行っております。これらの経営上の意思決定や業務活動については、定期的な監査役監査及び内部監査により監督機能を働かせております。

当社ではコーポレート・ガバナンスを経営統治機能と位置付けており、企業価値を継続的に高めていくための不可欠な機能であるとの認識に基づき、コーポレート・ガバナンス体制の強化及び充実に努めております。また、株主に対する説明責任を果たすべく、迅速かつ適切な情報開示の実施と意思決定における透明性及び公平性を確保した経営を行っております。さらに、健全な倫理観に基づくコンプライアンス体制を徹底し、株主、投資者及び取引先をはじめとするステークホルダー（利害関係者）の信頼を得て、事業展開を行っております。

会社法上の機関及びその他業務意思決定機関としては、最高機関としての株主総会、その選任による取締役で構成される取締役会が、当社の事業全般の最高意思決定機関に位置付けられます。また、同様に株主総会にて選任された監査役は、取締役の職務の執行について監査を実施しガバナンス体制の強化を図っております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

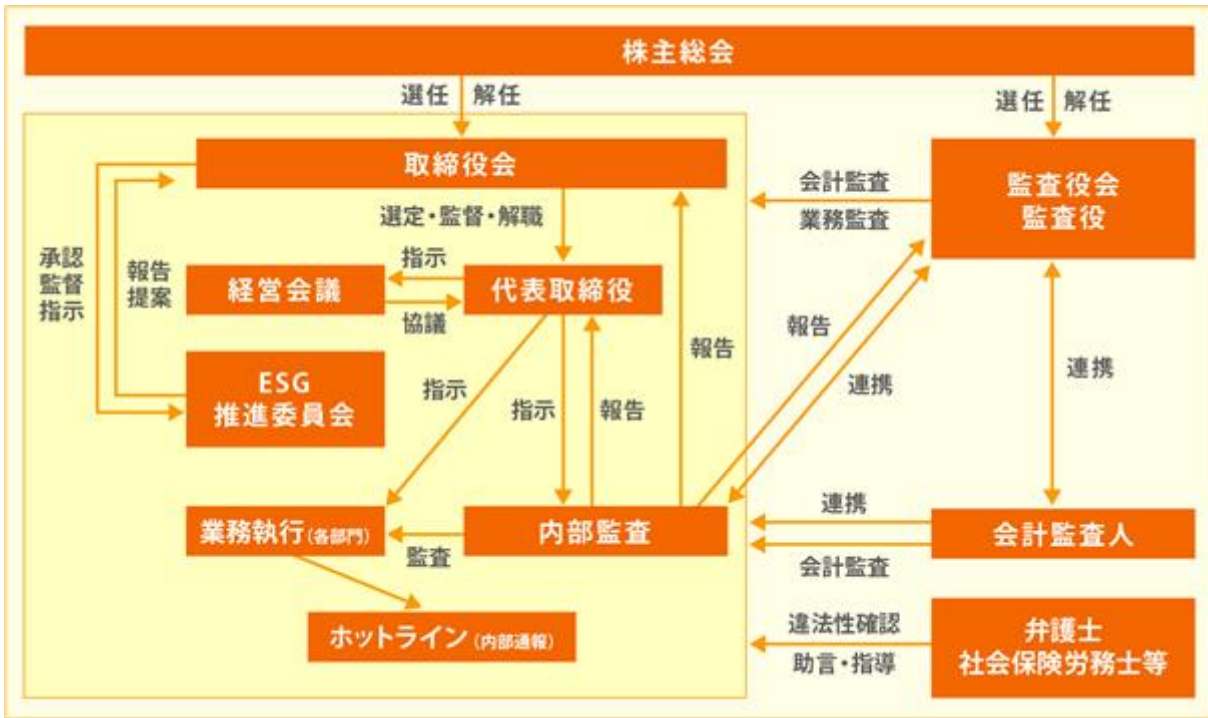
#### イ．企業統治の体制の概要

当社の企業統治の体制は、経営の意思決定機関である取締役会、経営の監視機関である監査役会、指名委員会に準ずる任意機関及び報酬委員会に準ずる任意機関で構成されております。取締役会は議長（代表取締役社長 山本拓真）及び構成員（取締役会長 山本稔、代表取締役副会長 山本洋子、取締役副社長 山本景士、取締役 石川竜太、取締役 若林賢也、社外取締役 垣添忠生、社外取締役 福川伸次、社外取締役 二川一男）の計9名で構成されております。監査役会は議長（常勤監査役 大用恭市）及び構成員（社外監査役 今谷俊夫、監査役 千葉恒久）の計3名で構成されております。指名委員会に準ずる任意機関は議長（代表取締役社長 山本拓真）及び構成員（社外取締役 垣添忠生、社外取締役 福川伸次）の計3名で構成されております。報酬委員会に準ずる任意機関は議長（代表取締役社長 山本拓真）及び構成員（社外取締役 垣添忠生、社外取締役 福川伸次）の計3名で構成されております。

#### ロ．当該体制を採用する理由

当社は、取締役会に対する十分な監視機能を発揮するため、社外取締役3名を選任するとともに、監査役3名中の2名を社外監査役としております。社外取締役及び社外監査役の5名はそれぞれ、当社との人的関係、資本的關係、または取引関係その他の利害関係において当社の一般株主との利益相反が生じる恐れがなく、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。社外取締役は、長年にわたる企業経営に基づく見識をもとに、取締役会に対して適切な経営監視を実行するとともに、指名委員会に準ずる任意の機関及び報酬委員会に準ずる任意の機関を通じて、代表取締役及び管掌役員の選解任・評価・報酬決定における手続の客観性・透明性・適時性を確保しております。社外監査役を含む監査役全員は取締役会に出席し、中立・独立した立場から取締役の職務執行を監視する体制となっております。取締役会は毎月1回以上開催しております。また、取締役の経営責任をより明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期については1年としております。監査役は社内においては内部監査を行う内部監査室、外部においては会計監査人と定期及び必要に応じて適宜連携を図っており、各種法令、定款、社内諸規程遵守に関する監査が適正に保たれ、経営の監査・監督機能が充足されるものと考え、現状の体制を採用しており、これらの体制により、十分なコーポレート・ガバナンスを構築しております。

八．当社におけるコーポレート・ガバナンス体制の概況図



## 企業統治に関するその他の事項

### イ．内部統制システム、リスク管理体制及び子会社の業務の適正を確保するための体制の整備の状況

当社は、取締役会において、以下のとおり「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定める決議しております。その概要は以下となります。

- ・ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - a 取締役会は、原則として毎月開催し、監査役の出席のもと、経営に係る取締役の職務執行の監督を行う。
  - b 取締役会は、独立した社外取締役を置き、取締役会の意思決定及び職務執行の適法性・妥当性を監督する機能を強化し、経営の健全性・透明性を確保する。
  - c 取締役会は、「コンプライアンス規程」及び「倫理行動規範」を制定し、取締役及び使用人が法令・定款等を遵守することを周知・徹底する。
  - d 取締役会は、反社会的勢力との関係を断絶することを「倫理行動規範」及び「反社会的勢力対策規程」において定め、断固たる態度で反社会的勢力を排除する。
  - e 業務運営に関する不正行為等を未然に防止し、法令等を遵守した業務運営の強化を図るため、別に定めた「内部通報に関する規程」に基づき、通報者の保護を重視した、ラインから独立した相談・通報窓口を設置する。
  - f 監査役は、監査役会が定めた「監査役監査基準」に基づき、取締役会へ出席し、業務状況の調査等を通じ、取締役の職務執行の監査を行うとともに、当社のコンプライアンス体制及びその運用に問題があると認めるときは、意見を述べて改善策の策定を求める。
  - g 代表取締役直轄の内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、各部門の業務が法令及び定款並びに諸規程等に基づき適正に行われているかを監査し、内部統制システムの適合性、効率性の検証を行うとともに、その結果を取締役会及び監査役会へ報告する。
- ・ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - a 株主総会、取締役会の議事録、取締役の職務執行に係る重要な情報等は、法令及び「文書管理規程」に従い、定められた期間、適切に保存・管理する。
  - b 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を常時閲覧できるものとする。
- ・ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - a 取締役会は、リスク管理を経営の重要課題と位置付け、「リスク管理規程」に基づき、リスクの識別・分析・評価及び対応方針等の策定を行い、リスク管理体制の整備・強化に努める。
  - b 重大なリスクが顕在化した場合は、別に定めた「危機管理規程」に基づき迅速な対応を行い、損害を最小限にとどめるように努める。
  - c 「個人情報保護規定」等に基づき、機密情報の管理徹底と個人情報の適切な保護を行う。
- ・ 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
  - a 取締役及び使用人による意思決定と業務執行に関して、「業務分掌規程」や「職務権限規程」等により、権限と責任を明確にするとともに、組織間の適切な役割分担ができる体制を確保する。
  - b 会社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、常勤取締役をもって構成される経営会議を開催し、その協議を経て業務執行の決定を行う。
  - c 役員から使用人に対して、経営方針が伝達され、使用人から取締役に重要な情報が適切に伝達される仕組みを整備する。
  - d 取締役会は、中期経営計画及び毎年度の事業計画を策定し、経営目標を明確にするとともに、代表取締役以下業務執行取締役がその達成に向けて適切に職務を遂行しているか、定期的に報告を受け、その進捗状況を管理する。
- ・ 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - a 当社は、経営理念及び倫理行動規範によりグループ全体においてコンプライアンス体制を構築する。
  - b 当社は「関係会社規程」にもとづき、各グループ会社の状況に応じて必要な管理を行う。また、各グループ会社の経営成績その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務付ける。
  - c 内部監査部門は、各グループ会社の業務の状況について、定期的に監査を行う。
- ・ 監査役がその職務を補助すべき使用人をおくことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
  - a 監査役からの求めに応じて、監査役の職務を補助する使用人を、監査役補助者として任命するものとする。
  - b aの使用人については、会社の就業規則に服するが、監査役補助業務に係る当該使用人への指揮命令権は監査役に属する。

- ・ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
  - a 取締役及び使用人は、業務執行の状況を監査役の求めに応じて報告する。
  - b 取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項を発見した場合は、直ちに監査役に報告をする。
  - c 監査役へ報告した者が、不利益な取り扱いを受けないことを「内部通報に関する規程」に定め、当該報告した者の保護を行う。
  - d 内部監査室は、内部監査の年度計画及び監査の実施状況（監査報告書）を監査役会にも報告する。また、監査役会は、必要に応じて、内部監査室に対し、追加の監査の実施や改善策の策定を求めることができる。
- ・ その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
  - a 監査役は、取締役会、経営会議その他の重要な会議に出席し、会社の業務執行に関する報告を受けることができる。
  - b 監査役の職務執行について生ずる費用に関しては、各監査役の請求に基づき、会社が負担するものとする。
  - c 監査役は、定期的に会計監査人より会計監査の結果を聴取するとともに意見交換を行い、必要に応じて監査法人の監査に立会い、また、監査業務を執行した公認会計士と協議の場を持つなどして、監査法人と相互の連携を高める。

#### ロ．責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び監査役が責任の原因となった職務遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

#### ハ．役員等を被保険者として締結している役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じ得る損害が填補されることとなります。

#### ニ．反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

- ・ 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方  
当社は、いかなる場合においても、反社会的勢力との取引を行わず、金銭その他の経済的利益を提供しない。また、不当要求を受けた場合には、関係機関とも連携して毅然とした態度で臨み、反社会的勢力による被害の防止に努める。
- ・ 反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況
  - a 「倫理行動規範」において、反社会的勢力に対する会社の態度を明文化し、全職員の行動指針としている。
  - b 「反社会的勢力対策規程」や「反社会的勢力調査マニュアル」等の関係規定等を整備しており、反社会的勢力排除のための体制を構築している。
  - c 取引先等について、反社会的勢力に関する確認を実施している。
  - d 反社会的勢力の該当有無の調査に関しては、外部関係機関等から得た情報を収集し、反社会的勢力に該当するか判断している。
  - e 反社会的勢力からの不当な要求に備え、警察、全国暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関との連携関係を構築する。

#### ホ．自己の株式の保有

当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に応じた機動的な資本政策の進行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

#### ヘ．取締役の定数等に関する定款の定め

当社の取締役は、10名以内とする旨を定款に定めております。

#### ト．取締役の選任の決議要件



当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもってこれを行う旨を定款で定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

チ．株主総会の特別決議の要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

リ．取締役、監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役の責任免除について、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できることを目的とするものであります。

ヌ．中間配当の定め

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、取締役会の決議によって会社法第454条第5項に定める中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

(2)【役員の状況】

役員一覧

男性11名 女性1名 (役員のうち女性の比率8.3%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役会長	山本 稔	1953年12月18日	2000年10月 当社設立 当社代表取締役社長 2007年1月 当社取締役会長(現任) 2010年1月 特定非営利活動法人ASP・SaaS・クラウド コンソーシアム(現特定非営利活動法人ASP・SaaS・IoTクラウド コンソーシアム)理事(現任) 2014年9月 株式会社S H O代表取締役(現任) 2019年4月 株式会社ネクサスホールディングス取締役(現任)	(注)3	900,000
代表取締役副会長	山本 洋子	1950年5月17日	1992年6月 株式会社希望社入社 2002年10月 当社入社 当社取締役副社長 2007年1月 当社代表取締役社長 2014年9月 当社代表取締役副会長(現任)	(注)3	1,400,000
代表取締役社長	山本 拓真	1978年2月11日	2000年4月 株式会社富士通システムソリューションズ(現富士通株式会社)入社 2005年5月 当社入社 当社常務取締役 2007年1月 当社専務取締役 2011年4月 国立大学法人東京大学高齢社会総合研究機構共同研究研究員 2012年4月 独立行政法人国立がん研究センター外来研究員 2014年9月 当社代表取締役社長(現任)	(注)3	6,684,000
取締役副社長 営業部部长兼 企画制作部部长	山本 景士	1982年7月8日	2005年4月 株式会社アマナイメーجز(現株式会社アマナ)入社 2008年11月 当社入社 2014年2月 当社取締役企画制作室室長 2014年3月 当社取締役企画制作部部长 2014年9月 当社常務取締役企画制作部部长 2019年12月 当社取締役副社長営業部部长兼企画制作部部长(現任)	(注)3	722,000
取締役 開発部部长	石川 竜太	1972年7月18日	1995年4月 株式会社日本コンピュータ開発入社 2001年7月 株式会社富士通システムソリューションズ(現富士通株式会社)入社 2009年4月 当社入社 当社開発部部长 2014年2月 当社取締役開発部部长(現任)	(注)3	180,000
取締役 管理部部长	若林 賢也	1969年4月22日	1999年6月 株式会社S F C G入社 2006年6月 同社執行役員経理部部长 2007年6月 株式会社アイフィスジャパン入社 同社経営管理部ディレクター 2015年12月 当社入社 当社管理部課長 2017年12月 当社管理部部部长 2018年12月 当社取締役管理部部长(現任)	(注)3	510

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	垣添 忠生	1941年4月10日	1975年7月 国立がんセンター（現独立行政法人国立がん研究センター）入職 1992年1月 同センター病院長 1992年7月 同センター中央病院長 2002年4月 同センター総長 2007年3月 財団法人日本対がん協会（現公益財団法人日本対がん協会）会長（現任） 2007年4月 国立がんセンター（現国立研究開発法人国立がん研究センター）名誉総長 2009年6月 聖路加看護大学大学院特任教授 2011年6月 テルモ株式会社取締役 2011年6月 日本テレビ放送網株式会社（現日本テレビホールディングス株式会社）取締役（現任） 2014年2月 当社取締役（現任）	(注)3	180,000
取締役	福川 伸次	1932年3月8日	1955年4月 通商産業省（現経済産業省）入省 1986年6月 同省通商産業事務次官 1988年12月 財団法人地球産業文化研究所（現一般財団法人地球産業文化研究所）顧問（現任） 2002年11月 日本産業パートナーズ株式会社取締役会長（現任） 2003年3月 学校法人東洋大学理事 2011年12月 ジェットスター・ジャパン株式会社社長 2012年12月 学校法人東洋大学理事長 2014年6月 KDDI株式会社取締役 2014年7月 当社取締役（現任） 2015年4月 ジェットスター・ジャパン株式会社名誉会長 2016年7月 有限責任 あずさ監査法人経営監視委員会委員 2017年7月 有限責任 あずさ監査法人公益監視委員会委員 2018年12月 学校法人東洋大学総長（現任）	(注)3	180,000
取締役	二川 一男	1956年12月2日	1980年4月 厚生省（現厚生労働省）入省 2012年9月 厚生労働省大臣官房長 2014年7月 厚生労働省医政局長 2015年10月 厚生労働事務次官 2017年7月 厚生労働事務次官退官 2018年8月 内閣官房社会保障改革室政策参与 2020年6月 東レ株式会社取締役（現任） 2020年12月 当社取締役（現任）	(注)3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	大用 恭市	1954年10月30日	1978年4月 大蔵省（現財務省）入省 2009年8月 財務省東北財務局理財部長 2010年9月 一般社団法人第二地方銀行協会企画部長 2019年12月 当社監査役（現任）	（注）4	-
監査役	今谷 俊夫	1941年8月31日	1999年6月 東京リース株式会社（現東京センチュリー株式会社）執行役員 2007年12月 当社監査役（現任）	（注）4	180,000
監査役	千葉 恒久	1962年8月17日	1989年4月 弁護士登録（東京弁護士会） 1989年4月 五反田法律事務所入所 1996年10月 ドイツ・フライブルグ大学法学部 外国法修士課程合格 1996年12月 弁護士（再）登録（東京弁護士会） 1996年12月 五反田法律事務所入所（現任） 2016年7月 当社監査役（現任）	（注）4	-
計					10,426,510

- （注）1．取締役垣添忠生、福川伸次、二川一男は、社外取締役であります。
- 2．監査役大用恭市、今谷俊夫は、社外監査役であります。
- 3．2021年12月22日開催の定時株主総会の終結の時から選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
- 4．2019年12月20日開催の定時株主総会の終結の時から選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
- 5．取締役会長山本稔は、代表取締役副会長山本洋子の配偶者であります。
- 6．代表取締役副会長山本洋子は、取締役会長山本稔の配偶者であります。
- 7．代表取締役社長山本拓真は、取締役会長山本稔、代表取締役副会長山本洋子の長男であります。
- 8．取締役副社長営業部部长兼企画制作部部长山本景士は、取締役会長山本稔、代表取締役副会長山本洋子の次男であります。

## 社外役員の状況

当社は社外取締役3名、社外監査役は2名を選任しております。

社外取締役の垣添忠生は当社株式を180,000株保有しております。それ以外に、当社との間に、人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。また、垣添忠生は公益財団法人日本対がん協会会長等を兼任しておりますが、当社と兼任先との間に人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役の福川伸次は当社株式を180,000株保有しております。それ以外に、当社との間に、人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。また、福川伸次は学校法人東洋大学総長を兼任しておりますが、当社と兼任先との間に人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役の二川一男と当社との間に、人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません

社外監査役の大用恭市と当社との間に、人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の今谷俊夫は当社株式を180,000株保有しております。それ以外に、当社との間に、人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

なお、社外取締役及び社外監査役の独立性については、当社と人的関係及び役員が関与した取引関係はなく、また、資本的关系に関しても、主要株主ではなく、さらに一般株主と利益が相反しないことをその要件として考えており、現任の5名については上記要件を満たしていることから、独立性は確保されているものと考えております。

また、当事業年度は、取締役会を16回開催し、社外取締役の出席率は97.8%（当事業年度中に退任した社外取締役を除く）、社外監査役の出席率は100%となっております。監査役会は13回開催し、社外監査役の出席率は100%となっております。

当社の社外取締役については、社内出身者とは異なる経歴・知識・経験等に基づき、より視野の広い立場から、会社の重要な意思決定に参加し、その決定プロセスについて確認・助言を行い、経営陣に対する実効的な監視監督を行っており、社外監査役についても、監査体制の独立性及び中立性を求め、中立の立場から客観的な監査意見を表明することで、より実効的な監査役監査を行っており、その高い独立性及び専門的な知見に基づき、客観的かつ適切な監視、監督といった期待される機能及び役割を十分に果たし、当社の企業統治の有効性に大きく寄与しているものと考えております。

社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針は特段定めておりませんが、会社に対する善管注意義務を遵守し、経営陣や特定の利害関係者の利益に偏らず、客観的で公平・公正な判断をなし得る人格、見識、能力を有していると会社が判断している人物を選任しております。

## 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社は、社外取締役及び社外監査役が、独立した立場から経営への監督と監視を的確かつ有効に実行できる体制を構築するため、内部監査部門及び会計監査人との連携のもと、必要の都度、経営に関わる必要な資料の提供や事情説明を行う体制をとっております。また、その体制をスムーズに進行させるため、常勤監査役が内部監査部門と密に連携することで社内各部門からの十分な情報収集を行っております。これらを通して社外取締役、社外監査役の独立した活動を支援しております。

(3)【監査の状況】

監査役監査の状況

当社は監査役制度を採用し、監査役会を設置しております。監査役会は3名（うち社外監査役2名）で構成され、うち1名は常勤監査役であります。監査役会は毎月1回開催され、監査に関する重要事項について、情報交換及び必要な協議を行っております。各監査役は、監査役会で決定した監査方針及び監査計画に基づき、取締役会に出席することにより議事運営、決議内容等を監査し、また積極的に意見表明を行うとともに、各部門長とのコミュニケーションを図っております。常勤監査役は、取締役会のほかにも社内で開催される会議に必要に応じて参加するとともに、各部門長及び内部監査室より監査計画に基づいて報告を受けております。

監査役は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する人員を1名以上選任しております。監査役大用恭市氏は長年にわたる金融行政や銀行協会業務に携わった経験を、監査役今谷俊夫氏は長年にわたる金融関係業務の経験を、監査役千葉恒久氏は長年にわたる弁護士業務の経験をそれぞれ有し、各氏は財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

当事業年度において当社は監査役会を13回開催しており、個々の監査役の出席状況については次の通りであります。

氏名	当社における地位	出席回数
大用 恭市	常勤監査役	13回中13回（100％）
今谷 俊夫	監査役	13回中13回（100％）
千葉 恒久	監査役	13回中13回（100％）

監査役会における主な検討事項は、監査の方針、監査項目及び監査方法、取締役の職務執行状況、内部統制システムの整備・運用状況、会計監査人の監査方法及び監査結果の相当性等であります。

また、常勤監査役の活動として、社内の重要な会議への出席、代表取締役等との面談、重要な決裁書類等の閲覧、内部統制システムの構築及び運用状況について適宜監視をしております。非常勤監査役は、取締役会等の重要会議に出席し、経営全般に関する客観的かつ公正な意見の開陳を行っております。なお、定例の監査役会において、相互に職務の状況について報告を行うことにより、情報の共有・監査業務の認識の共有を行っております。

内部監査の状況

当社では、代表取締役直属の立場にある内部監査室（2名）が、内部監査にあたることとしております。内部監査は、業務の有効性及び効率性を担保することを目的として代表取締役による承認を得た内部監査計画に基づき、各部門、各営業所に対して行われております。当該内部監査によって得られた結果は、内部監査報告として代表取締役に報告され、代表取締役が改善すべき部門に対して改善を指示し、その改善状況を内部監査室に確認させております。

内部監査を担当する内部監査室は、監査役及び会計監査人と報告書の閲覧や往査への同行など、監査活動の効率化及びさらなる質的向上に向けて日頃から相互に連携をとっております。また定期的に情報交換を行い情報の共有化に努めて各々の監査業務を通じて把握した問題点について共通認識を持ち改善策を検討しております。これにより各々の監査業務の効率化と質的向上を図っております。

会計監査の状況

- a. 監査法人の名称  
有限責任 あずさ監査法人
- b. 継続監査期間  
2014年9月期から2021年9月期
- c. 業務を執行した公認会計士  
指定有限責任社員 中山 博樹  
指定有限責任社員 川口 靖仁
- d. 監査業務に係る補助者の構成  
当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士3名、その他4名であります。

e . 監査法人の選定方針と理由

当社の監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表している「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に基づき、会計監査人の品質管理の状況、独立性及び専門性、監査体制が整備されていること、具体的な監査計画並びに監査報酬が合理的かつ妥当であることを確認し、監査実績などを踏まえ、会計監査人を総合的に評価し、選定について判断しております。

会計監査人の職務の執行に支障がある場合のほか、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告します。

f . 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、上述会計監査人の選定方針に掲げた基準の適否に加え、日頃の監査活動等を通じ、経営者・監査役・経理部門・内部監査室等とのコミュニケーション、グループ全体の監査、不正リスクへの対応等が適切に行われているかという観点で評価した結果、有限責任 あずさ監査法人は会計監査人として適格であると判断しております。

監査報酬の内容等

a . 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	18,630	-	19,320	-
連結子会社	-	-	-	-
計	18,630	-	19,320	-

b . 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(a . を除く)

該当事項はありません。

c . その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d . 監査報酬の決定方針

有限責任 あずさ監査法人より提示された監査計画に基づく監査内容や、当該監査に要する業務時間等を勘案し、当社と同監査法人で協議の上、監査役会の同意を得て決定しております。

e . 監査役会が会計監査人の報酬に同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第339条第1項の同意を行っております。

#### (4)【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

取締役の報酬等の限度額は、2015年12月24日開催の第15回定時株主総会において年額500百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬等の限度額は、2015年12月24日開催の第15回定時株主総会において年額30百万円以内と決議しております。提出日現在において、これらの支給枠に基づく報酬等の支給対象となる役員は、取締役9名、監査役3名であります。また、2021年12月22日開催の第21回定時株主総会において取締役に対する譲渡制限付株式報酬（社外取締役を除く。）を支給することを決議しており、支給する金銭報酬債権の総額は上記（年額500百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。））の報酬枠の範囲内にて年額90百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、当社が発行または処分する普通株式の総数は年150,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む）または株式併合が行われた場合そのほか譲渡制限付株式として発行または処分される当社の普通株式の総額の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総額を、合理的な範囲で調整する。）としております。提出日現在において、支給枠に基づく報酬等の支給対象となる役員は、社外取締役を除く取締役6名であります。

当社は、2021年12月22日開催の第21回定時株主総会において譲渡制限付株式報酬制度の導入が承認可決されたことに伴い、承認された内容とも整合するよう2021年11月15日開催の取締役会において2021年12月22日開催の第21回定時株主総会において譲渡制限付株式報酬制度の導入が承認可決されることを条件とした取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の変更を決議しております。取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

##### a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するものとし、個々の取締役の報酬の決定に際しては職責、経営への貢献度及び役位等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

取締役の報酬は、基本報酬としての固定報酬（金銭報酬）及び自社株報酬（非金銭報酬）とする。ただし、社外取締役の報酬は、その職責に鑑み、固定報酬（金銭報酬）のみとする。

##### b. 固定報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の固定報酬（金銭報酬）の額は、職責、経営への貢献度及び役位に応じて、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

取締役の固定報酬（金銭報酬）については、株主総会の決議により決定された取締役の報酬限度額の範囲内で、年額を分割して毎月支給する。

##### c. 自社株報酬（非金銭報酬）の個人別の額などの決定に関する方針

当社の取締役（社外取締役は除く。）に対しては、中長期的な企業価値向上に向けたインセンティブ付与を目的として、株主総会において承認を得た報酬上限額の範囲内において自社株を付与する。

個別の取締役（社外取締役は除く。）に付与する自社株報酬の額及び数、固定報酬の額に対する割合ならびに支給の時期及び条件については、個別の取締役の役位、職責、在任年数、業績などを考慮し、取締役会が決定する。

##### d. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、委任を受けた代表取締役社長を議長とする報酬委員会に準ずる任意の機関（議長（代表取締役社長）及び構成員（社外取締役）2名の計3名で構成）で決定する。報酬委員会に準ずる任意の機関の権限は、各取締役の固定報酬の額の決定とする。

取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社の取締役の報酬等の額は、報酬委員会に準ずる任意の機関（議長（代表取締役社長 山本拓真）及び構成員（社外取締役 垣添忠夫、社外取締役 福川伸次）の計3名で構成）で決定し、取締役会で報告を行うこととしております。なお、2021年12月22日開催の報酬委員会に準ずる任意の機関において取締役基本報酬支給額を決定し、同日開催の取締役会において取締役基本報酬支給額の報告がなされております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種別及び対象となる役員の員数



区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の 総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	自社株報酬	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役(社外取締役を除く)	181,400	181,400	-	-	6
監査役(社外監査役を除く)	4,420	4,420	-	-	1
社外役員	25,240	25,240	-	-	6
合計	211,060	211,060	-	-	13

- (注) 1. 上表には、2020年12月18日開催の第20回定時株主総会の終結の時をもって退任した社外役員(社外取締役)を1名含んでおります。
2. 上記の取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 報酬等の種類別の総額の自社株報酬は全額、譲渡制限付株式報酬となります。なお、2021年12月22日開催の第21回定時株主総会において譲渡制限付株式報酬の導入が承認可決されたため、当連結会計年度における自社株報酬の支給実績はございません。
4. 固定報酬及び自社株報酬は付与決議時点で支給額が確定する固定報酬となります。なお、業績に連動して報酬額が変動する業績連動型報酬は採用しておりません。

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5)【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、明確な投資株式の区分の基準等は定めておりませんが、大きく以下のとおり区分しております。

(純投資株式)

専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする投資株式。

(政策保有株式)

主に取引・協業関係の構築・維持・強化等、純投資目的以外の目的で保有する投資株式。

当社は、原則として純投資及び政策保有を目的とした上場株式を保有しない方針であり、有価証券報告書提出日現在も保有しておりません。これらの保有が必要となる場合、当該株式に係る議決権の行使に関しては、取締役会においてその議案の内容を精査し、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、保有の適否を検証したうえで合理的に判断し、適切に開示してまいります。

株式の保有状況

イ 保有目的が純投資目的である株式投資

該当事項はありません。

ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

・保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

該当事項はありません。

・銘柄数及び貸借対照表計上額

該当事項はありません。

・特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額に関する情報

該当事項はありません。

ハ 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの

該当事項はありません。

ニ 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの

該当事項はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2020年10月1日から2021年9月30日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2020年10月1日から2021年9月30日まで)の財務諸表について有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

### 3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取り組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取り組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等について迅速に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入するとともに財務・会計専門誌の定期購読及び監査法人やディスクロージャー支援会社等が主催するセミナーへ積極的に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年9月30日)	当連結会計年度 (2021年9月30日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	1,706,530	3,710,780
売掛金	74,151	85,820
仕掛品	6,526	164
貯蔵品	95	87
前払費用	43,642	30,764
その他	33,978	47,666
貸倒引当金	13,493	16,363
流動資産合計	1,851,431	3,858,920
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物（純額）	7,440	6,140
車両運搬具（純額）	16,737	4,363
工具、器具及び備品（純額）	27,127	68,574
有形固定資産合計	51,304	79,078
<b>無形固定資産</b>		
ソフトウェア	306,201	363,702
その他	76	76
無形固定資産合計	306,277	363,779
<b>投資その他の資産</b>		
出資金	500	500
破産更生債権等	256	480
長期前払費用	1,063	214
繰延税金資産	35,062	33,866
敷金及び保証金	42,873	42,732
保険積立金	14,490	15,964
貸倒引当金	256	480
投資その他の資産合計	93,989	93,278
固定資産合計	451,571	536,136
資産合計	2,303,003	4,395,056

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年9月30日)	当連結会計年度 (2021年9月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	22,725	8,830
未払金	65,844	87,872
未払費用	8,506	8,714
未払法人税等	129,194	152,361
未払消費税等	57,149	31,569
前受金	40,464	61,498
預り金	8,094	11,019
賞与引当金	31,227	30,136
資産除去債務	16,000	16,000
その他	5,940	11,830
流動負債合計	385,146	419,833
固定負債		
新株予約権付社債	-	2,003,866
資産除去債務	11,209	11,314
その他	800	800
固定負債合計	12,009	2,015,981
負債合計	397,155	2,435,814
純資産の部		
株主資本		
資本金	192,060	192,060
資本剰余金	132,060	132,060
利益剰余金	1,582,485	2,065,807
自己株式	478	436,943
株主資本合計	1,906,127	1,952,983
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	278	1,795
その他の包括利益累計額合計	278	1,795
新株予約権	-	4,464
純資産合計	1,905,848	1,959,242
負債純資産合計	2,303,003	4,395,056

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】  
 【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
売上高	1,881,444	2,080,776
売上原価	267,377	292,749
売上総利益	1,614,066	1,788,026
販売費及び一般管理費	1,295,593	1,294,621
営業利益	654,473	841,805
営業外収益		
受取利息	33	78
有価証券利息	-	133
為替差益	1,540	2,336
補助金収入	19,347	1,599
雑収入	2,172	1,108
営業外収益合計	23,093	5,255
営業外費用		
資金調達費用	-	16,920
雑損失	566	199
営業外費用合計	566	17,120
経常利益	676,999	829,941
特別利益		
固定資産売却益	-	3,728
特別利益合計	-	728
税金等調整前当期純利益	676,999	830,670
法人税、住民税及び事業税	207,959	249,891
法人税等調整額	3,659	1,195
法人税等合計	204,300	251,087
当期純利益	472,699	579,583
親会社株主に帰属する当期純利益	472,699	579,583

## 【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
当期純利益	472,699	579,583
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	148	2,074
その他の包括利益合計	148	2,074
包括利益	472,848	581,657
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	472,848	581,657
非支配株主に係る包括利益	-	-

## 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	192,060	132,060	1,166,638	478	1,490,280
当期変動額					
剰余金の配当			48,130		48,130
親会社株主に帰属する 当期純利益			472,699		472,699
自己株式の取得					-
連結範囲の変動			8,721		8,721
連結範囲の変動に伴う 為替換算調整勘定の増減					-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					-
当期変動額合計	-	-	415,846	-	415,846
当期末残高	192,060	132,060	1,582,485	478	1,906,127

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	-	-	-	1,490,280
当期変動額				
剰余金の配当		-		48,130
親会社株主に帰属する 当期純利益		-		472,699
自己株式の取得		-		-
連結範囲の変動		-		8,721
連結範囲の変動に伴う 為替換算調整勘定の増減	427	427		427
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	148	148		148
当期変動額合計	278	278	-	415,568
当期末残高	278	278	-	1,905,848



当連結会計年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	192,060	132,060	1,582,485	478	1,906,127
当期変動額					
剰余金の配当			96,261		96,261
親会社株主に帰属する 当期純利益			579,583		579,583
自己株式の取得				436,465	436,465
連結範囲の変動					-
連結範囲の変動に伴う 為替換算調整勘定の増減					-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					-
当期変動額合計	-	-	483,321	436,465	46,856
当期末残高	192,060	132,060	2,065,807	436,943	1,952,983

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	278	278	-	1,905,848
当期変動額				
剰余金の配当		-		96,261
親会社株主に帰属する 当期純利益		-		579,583
自己株式の取得		-		436,465
連結範囲の変動		-		-
連結範囲の変動に伴う 為替換算調整勘定の増減		-		-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	2,074	2,074	4,464	6,538
当期変動額合計	2,074	2,074	4,464	53,394
当期末残高	1,795	1,795	4,464	1,959,242

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	676,999	830,670
減価償却費	134,883	135,665
貸倒引当金の増減額(は減少)	798	3,094
受取利息	33	78
有価証券利息	-	133
補助金収入	19,347	1,599
固定資産売却損益(は益)	-	728
売上債権の増減額(は増加)	13,763	11,327
たな卸資産の増減額(は増加)	6,175	6,370
仕入債務の増減額(は減少)	17,474	14,097
賞与引当金の増減額(は減少)	1,453	1,243
その他	10,765	36,535
小計	830,581	983,126
利息の受取額	33	78
法人税等の支払額	215,133	228,049
補助金の受取額	19,347	1,599
営業活動によるキャッシュ・フロー	634,828	756,754
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	11,780	54,216
有形固定資産の売却による収入	-	7,690
無形固定資産の取得による支出	90,653	168,243
敷金及び保証金の差入による支出	1	54
敷金及び保証金の回収による収入	276	265
保険積立金の積立による支出	1,473	1,473
投資活動によるキャッシュ・フロー	103,632	216,032
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
新株予約権付社債の発行による収入	-	1,987,375
新株予約権の発行による収入	-	4,168
自己株式の取得による支出	-	436,640
配当金の支払額	48,130	96,261
財務活動によるキャッシュ・フロー	48,130	1,458,641
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,737	4,886
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	484,802	2,004,250
現金及び現金同等物の期首残高	1,220,207	1,706,530
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,521	-
現金及び現金同等物の期末残高	1,706,530	3,710,780

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社  
連結子会社の名称 康納美克(大連)科技有限公司

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は12月31日であります。

なお、連結財務諸表の作成に当たっては、8月31日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

イ 仕掛品

個別法による原価法(連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

ロ 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10年～15年
車両運搬具	4年～6年
工具、器具及び備品	3年～8年

ロ 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア(自社利用分) 5年(社内における利用可能期間)

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当連結会計年度未までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については工事進行基準(進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の契約については工事完成基準を適用しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に計上しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動において僅少なりスルしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

(固定資産の減損)

- (1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額  
(単位：千円)

	当連結会計年度
有形固定資産	79,078
無形固定資産	363,779

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、固定資産の減損の兆候が存在する場合には、当該資産または資産グループから得られる将来キャッシュ・フローに基づき、減損の認識の要否の判定を実施しております。減損の兆候の把握、減損損失の認識の要否の判定は慎重に検討しておりますが、市場環境の変化及び会社の経営状況により、その見積り額の前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、減損処理が必要となる可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5ステップを適用し認識されます。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
- ステップ2：契約における履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足につれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年9月期の期首より適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

(2) 適用予定日

2022年9月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用し、連結財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

なお、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る内容を記載しておりません。

(連結貸借対照表関係)

有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2020年9月30日)	当連結会計年度 (2021年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	167,169千円	161,358千円

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
従業員給料	245,130千円	255,873千円
役員報酬	205,110 "	211,060 "
地代家賃	65,973 "	63,678 "
法定福利費	52,291 "	54,027 "
賞与引当金繰入額	27,936 "	26,013 "
減価償却費	23,416 "	21,035 "
貸倒引当金繰入額	1,340 "	3,094 "

2 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
	35,280千円	4,323千円

3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
車両運搬具	- 千円	728千円
計	- 千円	728千円

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
為替換算調整勘定:		
当期発生額	148千円	2,074千円
その他の包括利益合計	148千円	2,074千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末株 式数(株)
発行済株式				
普通株式	48,132,000	-	-	48,132,000
自己株式				
普通株式	1,206	-	-	1,206

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年12月20日 定時株主総会	普通株式	48,130	1.00	2019年9月30日	2019年12月23日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2020年12月18日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	96,261	2.00	2020年9月30日	2020年12月21日

当連結会計年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末株 式数(株)
発行済株式				
普通株式	48,132,000	-	-	48,132,000
自己株式				
普通株式(注)	1,206	709,700	-	710,906

(注) 自己株式の増加株式数は、取締役会決議に基づく自己株式の取得によるものであります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の 内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度 末残高(千円)
			当連結会計年度 期首	当連結会計年度 増加	当連結会計年度 減少	当連結会計年度 末	
提出会社 (親会社)	第3回 新株予約権	普通株式	-	4,800,000	-	4,800,000	4,464
合計		-	-	4,800,000	-	4,800,000	4,464

(注) 第3回新株予約権の当連結会計年度の増加は、新株予約権の発行によるものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年12月18日 定時株主総会	普通株式	96,261	2.00	2020年9月30日	2020年12月21日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年12月22日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	118,552	2.50	2021年9月30日	2021年12月23日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
現金及び預金勘定	1,706,530千円	3,710,780千円
現金及び現金同等物	1,706,530千円	3,710,780千円



(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブ取引は、ヘッジ目的以外には行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及びその他金銭債権である敷金及び保証金は、取引先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、半年以内の支払期日となっております。

新株予約権付社債は、成長実現のためのM & A資金の調達を目的としたものであり、最終返済日は決算日後、最長で5年以内であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行に係るリスク)の管理

当社は、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに適切な与信管理を実施することにより月単位で回収期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等により回収不能となるリスクの早期把握や軽減を図っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません(注)2.参照)。

前連結会計年度(2020年9月30日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,706,530	1,706,530	-
(2) 売掛金	74,151	74,151	-
(3) 破産更生債権等 貸倒引当金( )	256 256		
	-	-	-
(4) 敷金及び保証金	31,908	31,592	315
資産計	1,812,590	1,812,274	315
(1) 買掛金	22,725	22,725	-
(2) 未払金	65,844	65,844	-
負債計	88,569	88,569	-

( )破産更生債権等に対応する貸倒引当金を控除しております。

当連結会計年度（2021年9月30日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	3,710,780	3,710,780	-
(2) 売掛金	85,820	85,820	-
(3) 破産更生債権等 貸倒引当金( )	480 480		
	-	-	-
(4) 敷金及び保証金	31,908	31,592	315
資産計	3,828,509	3,828,193	315
(1) 買掛金	8,830	8,830	-
(2) 未払金	87,872	87,872	-
(3) 新株予約権付社債	2,003,866	2,051,400	47,533
負債計	2,100,568	2,148,102	47,533

( )破産更生債権等に対応する貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 破産更生債権等

破産更生債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

(4) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価の算定は、適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 新株予約権付社債

新株予約権付社債の時価の算定は、取引金融機関から提示された価格によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前連結会計年度 (2020年9月30日)	当連結会計年度 (2021年9月30日)
出資金	500	500
敷金及び保証金	10,965	10,824

出資金については市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象に含めておりません。

敷金及び保証金の一部は、回収スケジュールを予測することができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 敷金及び保証金」に含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額  
前連結会計年度(2020年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,706,530	-	-	-
売掛金	74,151	-	-	-
敷金及び保証金	31,908	-	-	-
合計	1,812,590	-	-	-

なお、破産更生債権等256千円及び敷金及び保証金のうち10,965千円については、返還期日を明確に把握できないため、償還予定には含めておりません。

当連結会計年度(2021年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	3,710,780	-	-	-
売掛金	85,820	-	-	-
敷金及び保証金	31,908	-	-	-
合計	3,828,509	-	-	-

なお、破産更生債権等480千円及び敷金及び保証金のうち10,824千円については、返還期日を明確に把握できないため、償還予定には含めておりません。

4. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額  
当連結会計年度(2021年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
新株予約権付社債	-	2,000,000	-	-
合計	-	2,000,000	-	-

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2020年9月30日)	当連結会計年度 (2021年9月30日)
繰延税金資産		
賞与引当金	9,186千円	8,634千円
貸倒引当金	4,210 "	5,157 "
未払費用	1,322 "	1,234 "
未払事業税	8,341 "	8,285 "
減価償却費	1,242 "	1,066 "
資産除去債務	8,331 "	8,363 "
その他	3,439 "	1,939 "
繰延税金資産合計	36,073千円	34,682千円
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	1,010千円	815千円
繰延税金負債合計	1,010千円	815千円
繰延税金資産の純額	35,062千円	33,866千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前連結会計年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しています。

当連結会計年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しています。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該契約の期間及び建物の耐用年数等を勘案して1年～15年と見積り、割引率は0.13%～1.13%を使用して資産除去債務の計算をしております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
期首残高	27,104千円	27,209千円
時の経過による調整額	104 "	105 "
期末残高	27,209千円	27,314千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループの事業セグメントは、医療・介護分野における情報共有プラットフォームの構築を目的とする事業ならびにこれに付帯する業務の単一セグメント事業であるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	カナミッククラウド サービス	プラットフォーム サービス	その他 サービス	合計
外部顧客への売上高	1,642,778	150,092	88,573	1,881,444

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外への外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	カナミッククラウド サービス	プラットフォーム サービス	その他 サービス	合計
外部顧客への売上高	1,857,874	143,626	79,275	2,080,776

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外への外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

**【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】**

前連結会計年度（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

該当事項はありません。

**【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】**

前連結会計年度（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

該当事項はありません。

**【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】**

前連結会計年度（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1．関連当事者との取引

- (1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引  
該当事項はありません。
- (2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引  
該当事項はありません。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

( 1株当たり情報 )

	前連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
1株当たり純資産額	39.60円	41.22円
1株当たり当期純利益	9.82円	12.08円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	-円	11.98円

(注) 1. 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	472,699	579,583
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	472,699	579,583
普通株式の期中平均株式数(株)	48,130,794	47,981,077
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する 当期純利益調整額(千円)	-	92
(うち有価証券利息 (税額相当額控除後)(千円))	(-)	(92)
普通株式増加数(株)	-	391,685
(うち転換社債型新株予約権付社債(株))	(-)	(382,762)
(うち新株予約権(株))	(-)	(8,923)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式 の概要	-	-

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前連結会計年度 (2020年9月30日)	当連結会計年度 (2021年9月30日)
純資産の部の合計額(千円)	1,905,848	1,959,242
純資産の部の合計から控除する金額(千円)	-	4,464
(うち新株予約権(千円))	(-)	(4,464)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	1,905,848	1,954,778
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数(株)	48,130,794	47,421,094



(重要な後発事象)

(譲渡制限付株式報酬制度の導入)

当社は、2021年11月2日開催の取締役会において役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)の導入を決議するとともに、本制度の導入に関する議案を2021年12月22日開催の第21回定時株主総会へ上程し承認可決されました。

1. 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役(社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。)に対し譲渡制限付株式を割り当て、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、本制度を導入するものであります。

2. 本制度の概要

(1) 対象取締役の報酬額と交付株式数

本制度は、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を割り当てるために金銭報酬債権を付与し、対象取締役は当該金銭報酬債権を現物出資することで当社の普通株式の発行または処分を受けるものです。当社の取締役の報酬額については、2015年12月24日開催の第15回定時株主総会において年額500百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議しておりますが、本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、上記報酬枠の範囲内にて年額90百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)といたします。なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。また、本制度により発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年150,000株以内(ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含みます。)又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。)とします。なお、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所市場における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける付与対象者に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

(2) 譲渡制限付株式割当契約について

本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間において、一定期間(以下「譲渡制限期間」といいます。)、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結するものいたします。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村證券株式会社に開設する専用口座で管理される予定であります。

(譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分)

当社は、2021年12月22日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分(以下、本自己株処分)を行うことについて、次のとおり決議いたしました。

1. 処分の概要

払込期日	2022年1月21日
処分する株式の種類及び数	普通株式 35,100株
処分価額	1株につき473円
処分総額	16,602,300円
処分予定先	当社の取締役(社外取締役を除く。) 5名 12,600株 当社の従業員 10名 22,500株
その他	本自己株処分については、金融商品取引法に基づく有価証券通知書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

(譲渡制限付株式報酬制度の導入)に記載のとおりでございます。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率(%)	担保	償還期限
㈱カナミック ネットワーク	2026年満期第1回無担保転換 社債型新株予約権付社債 (注)1.2	年月日 2021.8.4	-	2,003,866 (-)	0.0	なし	年月日 2026.8.4
合計	-	-	-	2,003,866 (-)	-	-	-

(注)1.( )内書は、1年以内の償還予定額であります。

2.新株予約権付社債に関する記載は次のとおりであります。

銘柄	第1回
発行すべき株式	普通株式
新株予約権の発行価額(円)	無償
株式の発行価格(円)	830.3
発行価額の総額(千円)	2,004,000
新株予約権の行使により発行した株式の発行価額の総額(千円)	-
新株予約権の付与割合(%)	100
新株予約権の行使期間	自 2021年8月5日 至 2026年7月21日

(注) なお、新株予約権を行使しようとする者の請求があるときは、その新株予約権が付せられた社債の全額の償還に代えて、新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込があったものとします。また、新株予約権が行使されたときには、当該請求があったものとみなします。

3.連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (千円)	1年超2年 以内 (千円)	2年超3年 以内 (千円)	3年超4年 以内 (千円)	4年超5年 以内 (千円)
-	-	-	-	2,000,000

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	533,473	1,043,257	1,555,348	2,080,776
税金等調整前四半期(当期)純利益 (千円)	206,801	423,430	642,749	830,670
親会社株主に帰属する四半期(当期) 純利益(千円)	143,646	295,155	445,985	579,583
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	2.98	6.13	9.27	12.08

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益(円)	2.98	3.15	3.13	2.81

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年9月30日)	当事業年度 (2021年9月30日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	1,693,987	3,685,505
売掛金	74,151	85,820
仕掛品	7,332	164
貯蔵品	95	87
前払費用	42,842	29,955
その他	33,978	47,666
貸倒引当金	13,493	16,363
流動資産合計	1,838,894	3,832,836
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物	7,440	6,140
車両運搬具	16,737	4,363
工具、器具及び備品	25,855	67,663
有形固定資産合計	50,032	78,167
<b>無形固定資産</b>		
ソフトウェア	321,637	395,243
その他	76	76
無形固定資産合計	321,714	395,319
<b>投資その他の資産</b>		
出資金	500	500
関係会社出資金	10,000	10,000
破産更生債権等	256	480
長期前払費用	729	62
繰延税金資産	35,062	33,866
敷金及び保証金	42,213	42,003
保険積立金	14,490	15,964
貸倒引当金	256	480
投資その他の資産合計	102,996	102,396
固定資産合計	474,742	575,884
資産合計	2,313,637	4,408,720

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年9月30日)	当事業年度 (2021年9月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	22,156	7,213
未払金	68,118	91,486
未払費用	8,506	8,714
未払法人税等	129,016	152,361
未払消費税等	57,149	31,569
前受金	40,464	61,498
預り金	7,829	10,999
賞与引当金	30,000	28,200
資産除去債務	16,000	16,000
その他	5,940	11,830
流動負債合計	385,181	419,872
固定負債		
新株予約権付社債	-	2,003,866
資産除去債務	11,209	11,314
その他	800	800
固定負債合計	12,009	2,015,981
負債合計	397,190	2,435,854
純資産の部		
株主資本		
資本金	192,060	192,060
資本剰余金		
資本準備金	132,060	132,060
資本剰余金合計	132,060	132,060
利益剰余金		
利益準備金	220	220
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,592,585	2,081,006
利益剰余金合計	1,592,805	2,081,226
自己株式	478	436,943
株主資本合計	1,916,447	1,968,402
新株予約権	-	4,464
純資産合計	1,916,447	1,972,866
負債純資産合計	2,313,637	4,408,720

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
売上高	1,881,444	2,080,776
売上原価	272,066	296,028
売上総利益	1,609,378	1,784,748
販売費及び一般管理費	1,953,712	1,938,641
営業利益	655,666	846,106
営業外収益		
受取利息	17	21
有価証券利息	-	133
為替差益	1,722	2,700
補助金収入	19,347	1,599
雑収入	2,172	1,099
営業外収益合計	23,260	5,554
営業外費用		
資金調達費用	-	16,920
雑損失	538	174
営業外費用合計	538	17,095
経常利益	678,387	834,565
特別利益		
固定資産売却益	-	2,728
特別利益合計	-	728
税引前当期純利益	678,387	835,294
法人税、住民税及び事業税	207,748	249,416
法人税等調整額	3,659	1,195
法人税等合計	204,089	250,611
当期純利益	474,297	584,682

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)		当事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
材料費	1	-		-	
労務費		25,828	16.2	31,124	14.1
経費		133,321	83.8	189,449	85.9
当期総製造費用		159,150	100.0	220,573	100.0
仕掛品期首たな卸高		396		7,332	
仕掛品期末たな卸高		7,332		164	
当期製品製造原価		152,213		227,742	
労務費		7,078		10,105	
商品仕入高		99,711		122,345	
外注費		10,786		9,676	
ソフトウェア償却	110,552		116,115		
他勘定振替高	2	108,275		189,955	
売上原価		272,066		296,028	

原価計算の方法

当社の原価計算は、個別原価計算による実際原価計算を採用しております。算定された原価は、その目的に応じて無形固定資産として資産計上後に減価償却を通じて費用化又はサービス提供の完了時に全額を費用化しております。

1 主な内訳は次のとおりであります。

前事業年度(千円)		当事業年度(千円)	
外注費	124,388	外注費	178,915
地代家賃	5,481	地代家賃	6,741
減価償却費	1,744	減価償却費	2,317

2 主な他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

前事業年度(千円)		当事業年度(千円)	
ソフトウェア	108,275	ソフトウェア	189,955

【株主資本等変動計算書】  
前事業年度（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	192,060	132,060	132,060	220	1,166,418	1,166,638	478	1,490,280
当期変動額								
剰余金の配当			-		48,130	48,130		48,130
当期純利益			-		474,297	474,297		474,297
自己株式の取得			-			-		-
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			-			-		-
当期変動額合計	-	-	-	-	426,166	426,166	-	426,166
当期末残高	192,060	132,060	132,060	220	1,592,585	1,592,805	478	1,916,447

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	-	1,490,280
当期変動額		
剰余金の配当		48,130
当期純利益		474,297
自己株式の取得		-
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)		-
当期変動額合計	-	426,166
当期末残高	-	1,916,447



当事業年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	192,060	132,060	132,060	220	1,592,585	1,592,805	478	1,916,447
当期変動額								
剰余金の配当			-		96,261	96,261		96,261
当期純利益			-		584,682	584,682		584,682
自己株式の取得			-			-	436,465	436,465
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			-			-		-
当期変動額合計	-	-	-	-	488,421	488,421	436,465	51,955
当期末残高	192,060	132,060	132,060	220	2,081,006	2,081,226	436,943	1,968,402

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	-	1,916,447
当期変動額		
剰余金の配当		96,261
当期純利益		584,682
自己株式の取得		436,465
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	4,464	4,464
当期変動額合計	4,464	56,419
当期末残高	4,464	1,972,866

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 関係会社出資金

移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

(2) 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10年～15年
車両運搬具	4年～6年
工具、器具及び備品	3年～8年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア(自社利用分) 5年(社内における利用可能期間)

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当事業年度未までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については工事進行基準(進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の契約については工事完成基準を適用しております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

(固定資産の減損)

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
有形固定資産	78,167
無形固定資産	395,319

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

なお、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容を記載しておりません。

(貸借対照表関係)

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2020年9月30日)	当事業年度 (2021年9月30日)
短期金銭債務	10,555千円	6,628千円

(損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
従業員給料	242,741千円	253,016千円
役員報酬	205,110 "	211,060 "
地代家賃	65,973 "	63,678 "
法定福利費	51,629 "	53,022 "
賞与引当金繰入額	27,804 "	25,468 "
減価償却費	23,304 "	20,900 "
貸倒引当金繰入額	1,340 "	3,094 "
おおよその割合		
販売費	4.3 %	4.7%
一般管理費	95.7 "	95.3 "

2 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
車両運搬具	- 千円	728千円
計	- 千円	728千円

(有価証券関係)

関係会社出資金は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、関係会社出資金の時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる関係会社出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2020年9月30日)	当事業年度 (2021年9月30日)
関係会社出資金	10,000	10,000

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年9月30日)	当事業年度 (2021年9月30日)
繰延税金資産		
賞与引当金	9,186千円	8,634千円
貸倒引当金	4,210 "	5,157 "
未払費用	1,322 "	1,234 "
未払事業税	8,341 "	8,285 "
減価償却費	1,242 "	1,066 "
資産除去債務	8,331 "	8,363 "
その他	3,439 "	1,939 "
繰延税金資産合計	36,073千円	34,682千円
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	1,010千円	815千円
繰延税金負債合計	1,010千円	815千円
繰延税金資産純額	35,062千円	33,866千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しています。

当事業年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しています。

(重要な後発事象)

(譲渡制限付株式報酬制度の導入)

連結財務諸表の「注記事項(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分)

連結財務諸表の「注記事項(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

【附属明細表】  
【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	7,440	-	-	1,299	6,140	39,303
	車両運搬具	16,737	-	6,961	5,412	4,363	13,781
	工具、器具及び備品	25,855	57,974	0	16,165	67,663	106,722
	計	50,032	57,974	6,961	22,877	78,167	159,807
無形固定資産	ソフトウェア	321,637	189,955	-	116,349	395,243	872,844
	その他	76	-	-	-	76	-
	計	321,714	189,955	-	116,349	395,319	872,844

(注) ソフトウェアの当期増加額は、カナミッククラウドサービスの機能強化を目的としたソフトウェアの自社開発によるものであります。

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	13,750	3,221	127	16,844
賞与引当金	30,000	28,200	30,000	28,200

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年10月1日から翌年9月30日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヵ月以内
基準日	9月30日
剰余金の配当の基準日	3月31日 9月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載しております。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 <a href="https://www.kanamic.net/">https://www.kanamic.net/</a>
株主に対する特典	毎年9月30日現在の株主名簿に記載された100株以上を保有の株主に対して、抽選で10名に20万円相当のJCBギフトカードを贈呈いたします。 直近の期末株主名簿から100株以上を1年以上継続して保有(期末・中間株主名簿に同一の株主番号で連続3回以上記載)の株主に対して、抽選で3名に20万円相当のJCBギフトカードを贈呈いたします。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することが出来ない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第20期（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）2020年12月21日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

事業年度 第20期（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）2020年12月21日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第21期第1四半期報告書（自 2020年10月1日 至 2020年12月31日）2021年2月5日関東財務局長に提出。

第21期第2四半期報告書（自 2021年1月1日 至 2021年3月31日）2021年5月10日関東財務局長に提出。

第21期第3四半期報告書（自 2021年4月1日 至 2021年6月30日）2021年8月6日関東財務局長に提出。

(4) 自己株券買付状況報告書

報告期間（自2021年7月16日 至2021年7月16日）2021年8月6日関東財務局長に提出。

(5) 有価証券届出書（一般募集による増資）及びその添付書類

2021年7月15日関東財務局長に提出。

(6) 有価証券届出書の訂正届出書

2021年7月16日及び2021年7月19日関東財務局長に提出。

2021年7月15日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。



独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年12月23日

株式会社カナミックネットワーク

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中山 博樹  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 川口 靖仁  
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社カナミックネットワークの2020年10月1日から2021年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社カナミックネットワーク及び連結子会社の2021年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

開発業務に係る原価計算の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>株式会社カナミックネットワークの当連結会計年度の連結貸借対照表において、ソフトウェアが363,702千円計上されており、これは主に自社グループで開発された自社利用目的のソフトウェアであり、連結総資産の8.3%を占めている。</p> <p>また、連結損益計算書における売上原価は292,749千円であり、これは主に自社利用目的のソフトウェアの減価償却費の他、顧客におけるソフトウェア環境の構築費用等から構成されている。</p> <p>これらの自社利用目的のソフトウェアの開発業務及び顧客におけるソフトウェア環境の構築業務等に係る原価は、適正な原価計算によって個々の開発原価を算定する必要があり、株式会社カナミックネットワークにおける原価計算は、個別原価計算による実際原価計算を採用している。</p> <p>算定された原価は、その目的に応じて無形固定資産として資産計上後に減価償却を通じて費用化又はサービス提供の完了時に全額を費用化することになるが、当該原価の集計において、労務費及び外注費などの直接費が業務案件の単位に適切に集計されない場合や、複数の業務に共通して発生する労務費や経費などの間接費が適切に配賦されない場合には、連結貸借対照表上のソフトウェアが過大又は過少に計上されるほか、連結損益計算書上の売上原価が過大又は過少に計上される可能性がある。</p> <p>以上から、当監査法人は、開発業務に係る原価計算が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、株式会社カナミックネットワークにおける開発業務に係る原価計算の妥当性を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価 開発業務に係る原価計算の計算プロセスに関連する内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した。</p> <p>(2) 原価計算の妥当性の検証 開発業務に係る原価計算の妥当性を検証するために、以下の監査手続を実施した。</p> <p>当連結会計年度に開始された業務案件のうち、金額的重要性等の一定の要件により抽出した案件に対して、開発の進捗報告会議の議事録、起案書及び契約書の閲覧、質問によって開発目的等を理解し、業務開始時に設定された単位が適切に原価計算の集計単位になっていることの妥当性を検討した。</p> <p>開発が終了して資産計上された案件又はサービス提供の完了に応じて費用計上された案件のうち、重要性等の一定の要件により抽出した案件について、予算と実績を比較し、多額の増減があった場合には質問や関係証憑の照合によって、集計された原価の妥当性を確かめた。</p> <p>期末日時点の開発案件の一覧を閲覧することにより、開発作業における進捗の遅れや開発方法の変更などによる予算の見直しがされた案件や予算から乖離した案件について、質問や関係証憑との照合によって、集計された原価の妥当性を確かめた。</p> <p>当連結会計年度に発生した直接費及び間接費を統計的手法により抽出し、基礎資料との照合及び配賦の再計算を行い、それぞれが適切に集計されていることを確認した。</p>

#### 連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### < 内部統制監査 >

##### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社カナミックネットワークの2021年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社カナミックネットワークが2021年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

##### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

##### 内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

##### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2021年12月23日

株式会社カナミックネットワーク

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中山 博樹  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 川口 靖仁  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社カナミックネットワークの2020年10月1日から2021年9月30日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社カナミックネットワークの2021年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

### 開発業務に係る原価計算の妥当性

個別財務諸表の監査報告書に記載すべき監査上の主要な検討事項「開発業務に係る原価計算の妥当性」は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項「開発業務に係る原価計算の妥当性」と実質的に同一の内容である。このため、個別財務諸表の監査報告書では、これに関する記載を省略する。

### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。